

# 九重町地域防災計画

(地震対策編)

令和8年2月

九重町防災会議



# 九重町地域防災計画（地震対策編）

## 目 次

<b>第1部 総 則</b> .....	<b>- 1 -</b>
第1章 計画の目的.....	- 1 -
第1節 計画の目的.....	- 1 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 1 -
第3節 計画の理念.....	- 2 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 2 -
第5節 計画の修正.....	- 2 -
第6節 計画の周知.....	- 2 -
第2章 九重町の地勢.....	- 4 -
第1節 地形及び地質.....	- 4 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 8 -
第3章 九重町における地震の特性.....	- 13 -
第1節 県内地域ごとの特性.....	- 13 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 16 -
第3節 町内に被害を及ぼした地震.....	- 18 -
第4章 地震の想定.....	- 19 -
第1節 地震想定.....	- 19 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 21 -
<b>第2部 災害予防</b> .....	<b>- 22 -</b>
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 22 -
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 22 -
第2節 災害予防の体系.....	- 23 -
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 25 -
第1節 被害の未然防止事業.....	- 26 -
第2節 災害危険区域等の対策.....	- 29 -
第3節 防災施設の災害予防管理.....	- 29 -
第4節 地域の防災環境整備.....	- 30 -
第5節 建築物等の安全性の確保.....	- 32 -
第6節 公共施設等の災害予防.....	- 33 -
第7節 特殊災害の予防.....	- 34 -
第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進.....	- 36 -

第 9 節	防災調査研究の推進	- 36 -
第 10 節	社会資本の老朽化対策	- 37 -
第 3 章	災害に強い人づくり	- 38 -
第 1 節	自主防災組織	- 40 -
第 2 節	防災訓練	- 40 -
第 3 節	防災教育	- 46 -
第 4 節	消防団・ボランティアの育成、強化	- 51 -
第 5 節	要配慮者の安全確保	- 52 -
第 6 節	帰宅困難者の安全確保	- 52 -
第 7 節	町民運動の展開	- 52 -
第 4 章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	- 53 -
第 1 節	初動体制の強化	- 55 -
第 2 節	活動体制の確立	- 59 -
第 3 節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	- 59 -
第 4 節	救助物資の備蓄	- 63 -
第 5 章	その他の災害予防	- 64 -
第 1 節	災害対策基金の確保	- 64 -
<b>第 3 部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>- 65 -</b>
第 1 章	災害応急対策の基本方針等	- 65 -
第 1 節	災害応急対策の基本方針	- 65 -
第 2 節	町民に期待する行動	- 66 -
第 3 節	災害応急対策の体系	- 68 -
第 2 章	活動体制の確立	- 69 -
第 1 節	組織	- 69 -
第 2 節	動員配備	- 77 -
第 3 節	通信連絡手段の確保	- 83 -
第 4 節	気象庁が発表する地震情報の収集及び関係機関への伝達	- 83 -
第 5 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	- 91 -
第 6 節	災害救助法の適用及び運用	- 91 -
第 7 節	広域的な応援要請	- 98 -
第 8 節	防災ヘリコプターの要請体制の確立	- 99 -
第 9 節	自衛隊の災害派遣体制の確立	- 100 -
第 10 節	他機関に対する応援要請	- 100 -
第 11 節	技術者、技能者及び労働者の確保	- 100 -
第 12 節	ボランティアとの連携	- 100 -

第13節	帰宅困難者対策	- 100 -
第14節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	- 100 -
第15節	交通確保・輸送対策	- 101 -
第16節	広報活動・災害記録活動	- 101 -
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	- 105 -
第1節	地震に関する情報の住民への伝達等	- 105 -
第2節	地震に関する避難指示等及び誘導	- 106 -
第3節	救出救助	- 115 -
第4節	救急医療活動	- 117 -
第5節	消防活動	- 118 -
第6節	二次災害の防止活動	- 119 -
第4章	被災者の保護・救護のための活動	- 121 -
第1節	避難所運営活動	- 121 -
第2節	避難所外被災者の支援	- 121 -
第3節	食料供給	- 121 -
第4節	給水	- 121 -
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	- 121 -
第6節	保健衛生活動	- 121 -
第7節	廃棄物処理	- 122 -
第8節	行方不明者の捜索、遺体の取り扱い及び埋葬	- 122 -
第9節	住宅の供給確保等	- 122 -
第10節	文教対策	- 122 -
第11節	義援物資の取り扱い	- 122 -
第12節	被災動物対策	- 122 -
第5章	社会基盤の応急対策	- 123 -
第1節	電気、ガス、水道、通信の応急対策	- 123 -
第2節	道路、河川、公園、鉄道の応急対策	- 123 -
<b>第4部</b>	<b>災害復旧・復興</b>	<b>- 124 -</b>
<b>第5部</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>- 125 -</b>
第1章	総則	- 125 -
第1節	推進計画の目的	- 125 -
第2節	地震防災対策推進地域	- 125 -
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	- 125 -

第2章 関係者との連携協力の確保.....	- 126 -
第1節 資機材、人員等の配備手配 .....	- 126 -
第2節 他機関に対する応援要請.....	- 126 -
第3節 帰宅困難者への対応.....	- 127 -
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 .....	- 128 -
第4章 防災訓練 .....	- 129 -
第5章 地震防災上必要な教育及び広報.....	- 130 -





## 第1部 総 則

### 第1章 計画の目的

#### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、九重町における地震災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって町土の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

#### 第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、県及び市町村並びにその他の関係防災機関は、相互の緊密な関係と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- 1 町の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- 2 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- 4 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- 5 災害復旧に関する事項
- 6 その他防災に関し必要な事項

### 第3節 計画の理念

「町民の生命、身体と財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

- 1 町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
  - (1) 災害に強いまちづくり
  - (2) 災害に強い人づくり
  - (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
  - (1) 活動体制の確立
  - (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
  - (3) 被災者の保護及び救援のための活動の展開
  - (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 3 速やかな復旧・復興の推進

### 第4節 計画の位置づけ

本節は、風水害等対策編「第1部第1章第4節 計画の位置づけ」により実施するものとする。

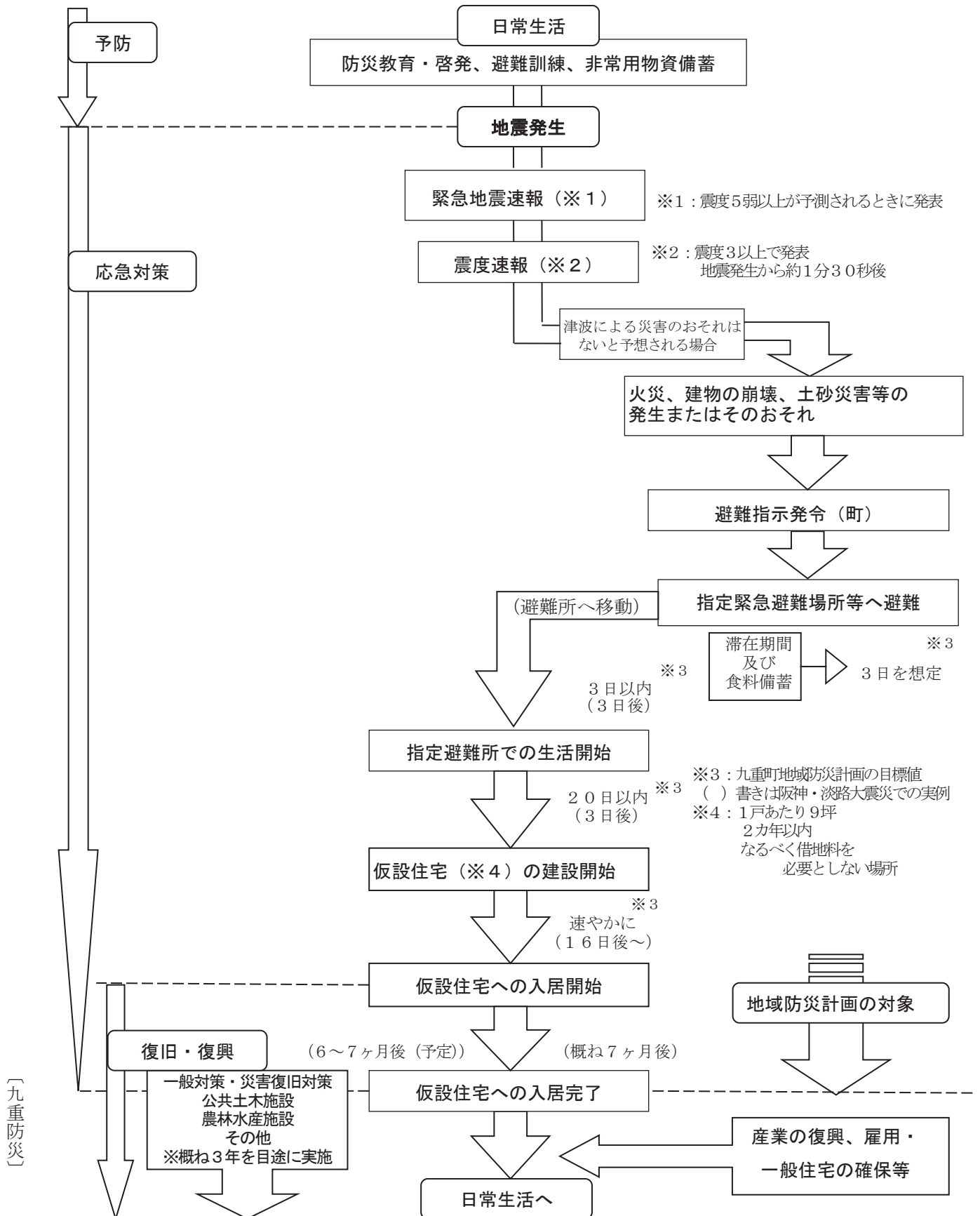
### 第5節 計画の修正

本節は、風水害等対策編「第1部第1章第5節 計画の修正」により実施するものとする。

### 第6節 計画の周知

本節は、風水害等対策編「第1部第1章第6節 計画の周知」により実施するものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



## 第2章 九重町の地勢

### 第1節 地形及び地質

大分県は瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水などすべてにおいて豊かな自然をもっている。それは本県の複雑な地質構造と地形に深く関係している。

県内には、松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線などよばれる大規模な構造線が通過する。臼杵－八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、津久見のセメント工業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

これらの古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動がみられる。新生代新第三紀から続く火山活動により、現在の火山地域を構成する多くの火山が形成された。国東半島の両子火山群、別府地域の由布岳、鶴見岳を主峰とする由布・鶴見火山群、久住山、大船山、黒岳などの成層火山や溶岩ドームからなる九重火山群などがそれである。一方、カルデラが形成された阿蘇火山などの周辺には広大な火砕流台地が形成されている。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。

別府湾は、その最深部が湾奥にあり構造的な湾入であることを示している。別府湾の海底には多くの活断層が分布し、1596年の慶長豊後地震はこの断層の活動によって引き起こされた。これらの活断層は中央構造線の延長部にあたり、地震はその活動性を示すと考えられる。

大分平野は、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野であり、他方、中津・宇佐の平野は耶馬溪地域からの堆積物供給による扇状地が広がる地域である。

本県の地形と地質は、このように複雑な地球の歴史を反映したもので、それが県内の地域を作る基盤となっている。

このような中九重町は、本県の南西部に位置し、東は由布市、竹田市に、北西は玖珠町に、南西は熊本県阿蘇郡に接している。

町の中央部を筑後川の上流玖珠川が東西に走り、西側に田畑、山林等が開け、東南方には久住山、大船山、三俣山等10有余の800m～1,762mに達する九州の屋根というべき九重山群に囲まれている。また、大部分は山林・原野に覆われており、気候は変化が激しく、東北から九州を内包しているといえる。更に地熱資源をはじめ豊富な資源と豊かな自然を有している。

町内は、領家帯とよばれる地域に属し、主として花崗岩類と変成岩類で形成された地質構造を基盤

としている。



大分県の地質構造図

## 1 地形

### (1) 山地と火山

県内の山地は、500m、1,000m、1,500m前後の三つの高度の山地に分けられる。500m前後の山地は佐賀関山地、大野山地、南部の佩楯（はいだて）山から場照山にかけての山地などがあり、いずれも中生代以前の古い地質からなっている。1,000m前後の山地は耶馬溪地域、津江地域などの県北部から西部を占め、釈迦ヶ岳、英彦山、犬ヶ岳など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも主に新第三紀に形成された古い火山地域である。高度1,500m前後の山地は祖母傾山地に代表される宮崎県との県境部にそびえるものである。ここも新第三紀の火成活動による山地で、急峻な山岳景観と藤河内溪谷に代表される清冽な谷の景観で特徴づけられる。

第四紀の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型である。この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。そこでは耶馬溪火砕流、阿蘇火砕流、飯田火砕流などの多くのカルデラ噴出物が火砕流台地を形成し、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布する。また成層火山や溶岩ドームは九重火山群や由布・鶴見火山群に多くみられる。

山 岳（標高1,000m以上の著名なもの）

順位	名 称	呼 び 名	標 高
1	星 生 山	ほっしょうざん	1,762m
2	三 俣 山	みまたやま	1,745m
3	黒 岩 山	くろいわさん	1,503m
4	涌 蓋 山	わいたさん	1,500m
5	獺 師 山	りょうしさん	1,423m
6	合 頭 山	ごうとうさん	1,384m
7	泉 水 山	せんすいさん	1,296m
8	崩 平 山	くえのひらやま	1,288m
9	一 目 山	いちもくざん	1,287m
10	横 山	よこやま	1,037m
11	鹿 伏 岳	かぶしだけ	1,024m
12	平 家 山	へいげざん	1,023m

【資料：国土交通省国土地理院】

(2) 平野と盆地

県内の平野は、県北の中津平野、県央の大分平野、県南の佐伯平野などが比較的規模の大きい平野である。また内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地がある。これらの平野と盆地はそれぞれ特徴的な地形を持っている。中津平野は主として扇状地性の平野であるが、中津市街地は山国川河口部の三角州上に形成されている。大分平野は大分川、大野川の中下流部の氾濫原、河口部の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達しており、リアス式海岸における平野として位置づけられる。内陸の盆地は火山活動と関係があり、過去に火砕流による埋積とその後の河川による浸食拡大の作用を繰り返し受けている。

(3) 川と滝

県内には、山国川、駅館川、大分川、大野川、番匠川などの河川があり、周防灘、別府湾、豊後水道に注いでいる。

一方、筑後川上流部の大山川、玖珠川は日田盆地で合流し、三隈川となり、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。また、北川水系に属する中岳川は南流し、延岡で五ヶ瀬川と合流した後に日向灘へ注いでいる。これらの河川は、それぞれの流域の地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。山国川や駅館川は耶馬溪地域より流下するため、奇岩・奇峰などの特徴的な地形や多くの滝を展開する。大野川は阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や盆地部にかかる滝などがみられる。

河 川（河川延長10,000m以上）

水 系	河 川	級	起 点	終 点	県内流路延長
筑 後 川	玖 珠 川	1 級	九 重 町	日 田 市	60,100m
筑 後 川	野 上 川	1 級	九 重 町	九 重 町	15,450m
筑 後 川	町 田 川	1 級	九 重 町	九 重 町	10,000m

【資料：R4大分県統計年鑑】

瀑 布（主要なもの）

名 称	所 在 地	落 差
震 動 の 滝	飯 田	83m
竜 門 の 滝	東 飯 田	20m

【資料：H18大分県統計年鑑】

## 2 地質

県内には、臼杵—八代構造線などの構造線が分布している。臼杵—八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

これらを基盤として、新生紀新第三紀以降の火山活動により形成された多くの火山が分布する。九重火山群や由布・鶴見火山群は、別府—島原地溝帯に沿って分布しており、この地溝帯には火山岩が厚く堆積し、基盤岩は深く陥没しており、数多くの東西方向の正断層が分布している。

中央構造線断層帯（豊予海峡—由布院）（約61km）は、豊予海峡から大分県由布市付近の由布院断層にかけての、主として北側低下の正断層である。

日出生断層帯（約41km）は、速見郡日出町から玖珠郡玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

万年山—崩平山断層帯（約31km）は、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけての、西北西—東南東方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層帯が分布し、同断層帯主部区間（約44km）は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東—南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。

平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府—万年山断層帯（大分平野—由布院断層帯東部）における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」の公表を行った。

これにより、従来の「別府—万年山断層帯」を「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡—由布院区間）」

(上記「大分平野一由布院断層帯」、「別府湾一日出生断層帯(東部)」に豊予海峡セグメントを追加に相当)、「日出生断層帯」(上記「別府湾一日出生断層帯(西部)」に相当)及び「万年山一崩平山断層帯」(上記「野稻岳一万年山断層帯」、「崩平山一亀石山断層帯」に相当)の3つに再編成して再評価がなされた。

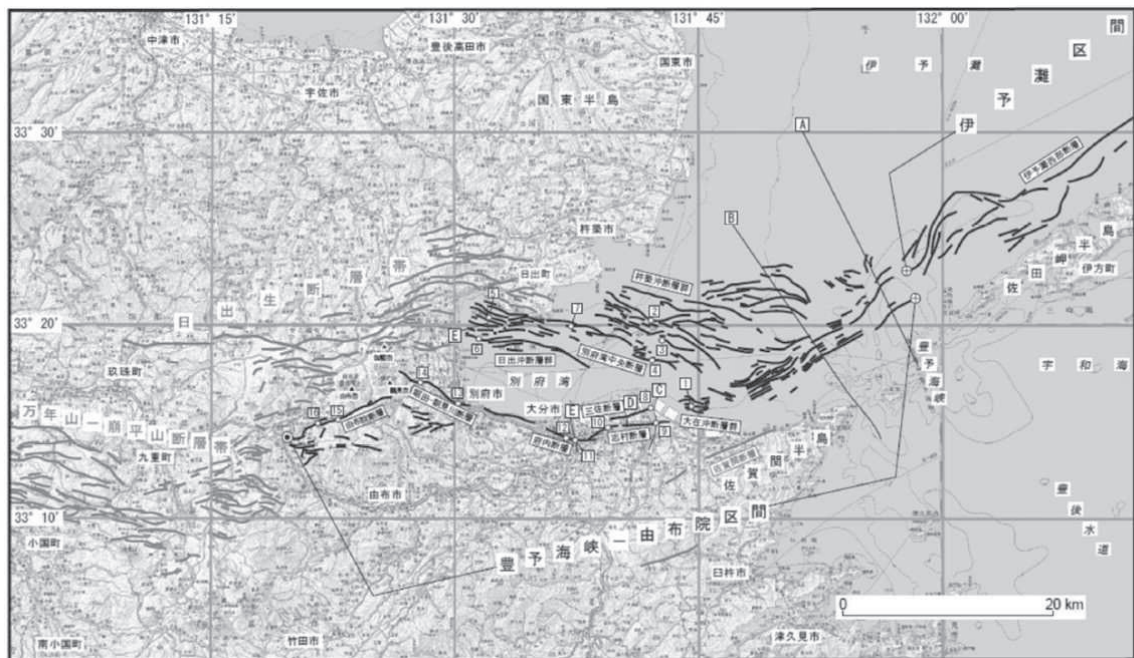


図2-4 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点

## 第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

### 1 災害の素因と誘因

#### (1) 災害の素因(地盤環境)

ア 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態(密集性等)、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

イ 災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因(地盤環境)を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

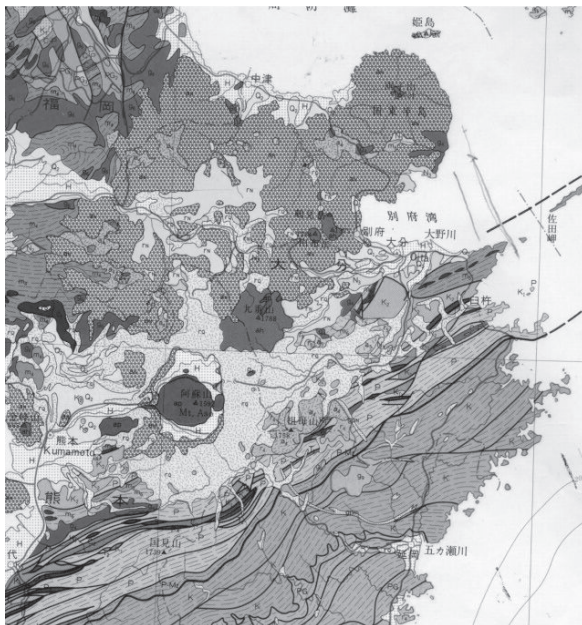
(基本的な視点の例)

(ア) 地形・地質の特徴(山の高さ、地形の傾斜(地震動により岩石が崩落する)、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか)で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。

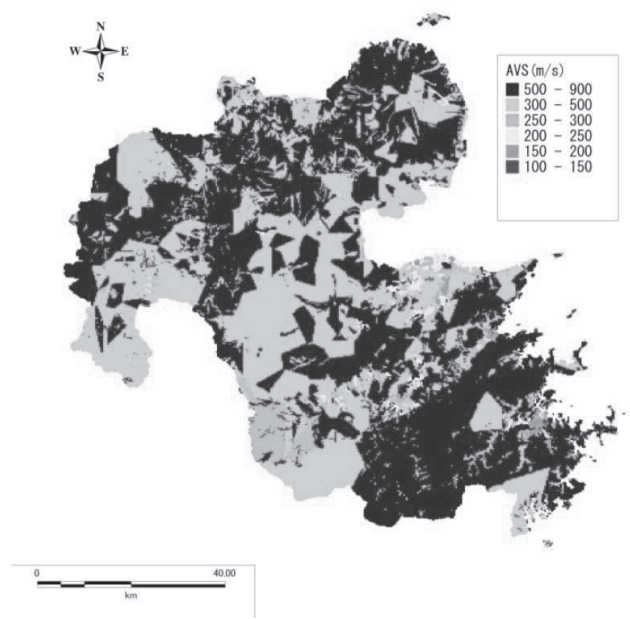
〔九重防災〕

- (イ) 物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダム基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- (ウ) 水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- (エ) 長期間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害が極端に変わってくる。

(参考関連図)

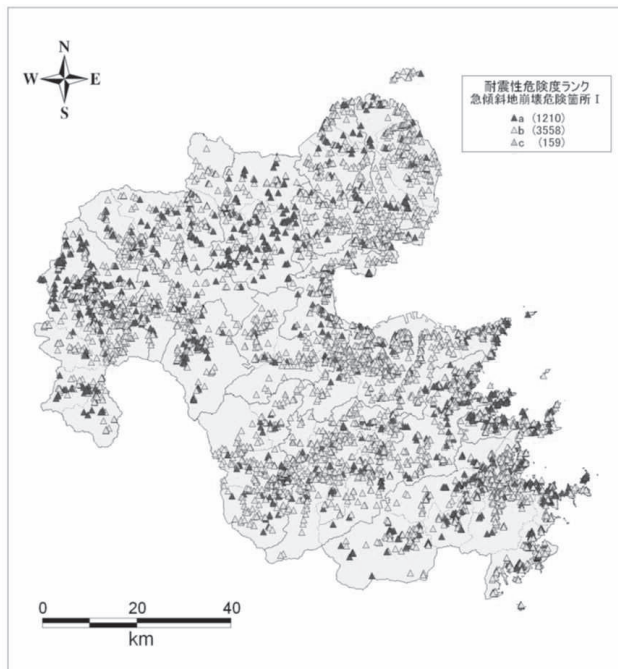


大分県の地質図

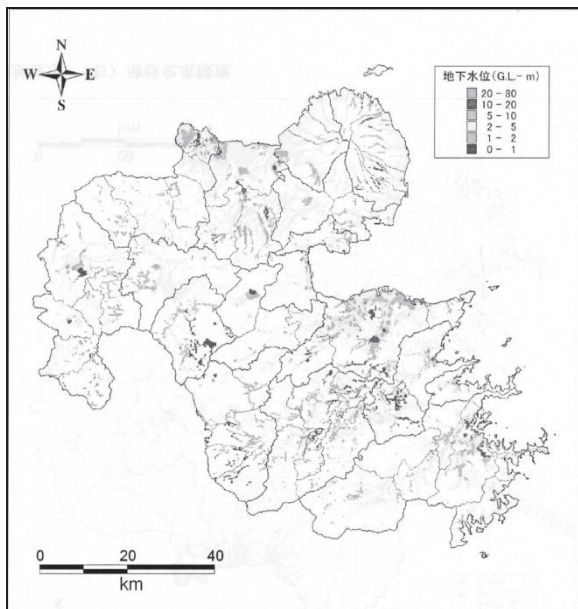


表層地盤モデル (AVS30) 図

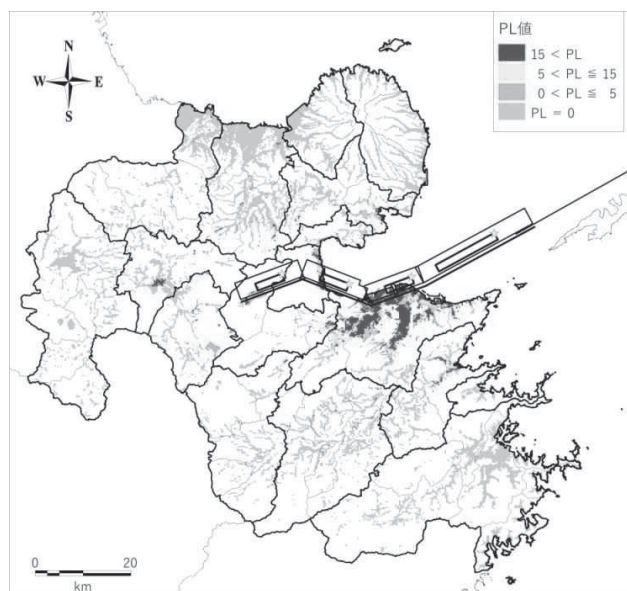
(AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる)



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性危険度ランク分布図



地下水位の状況



液状化危険度分布図（中央構造線断層帯の地震の場合）

〔九重防災〕

## (2) 災害の誘因（地震環境）

ア 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県及び九重町においては、地震を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

イ どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。

ウ 災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史からも知ることができ、参考にする必要がある。

エ なお、浸食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間、風化、浸食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

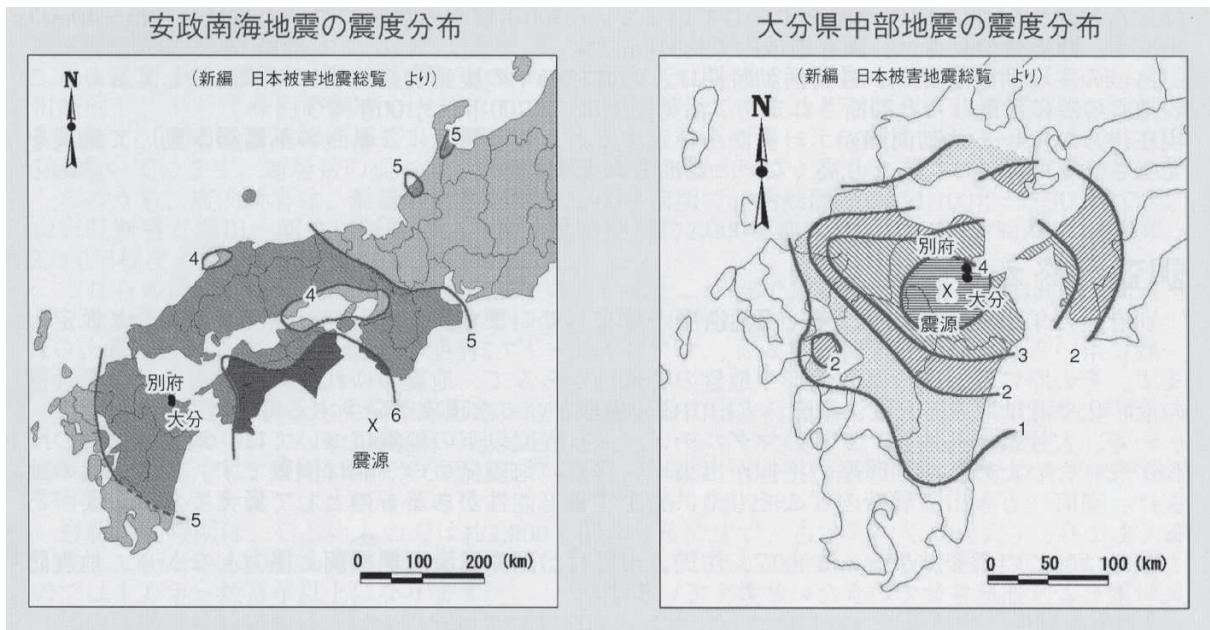
## 2 災害に対する基本的な考え方

(1) 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や町土を見て知り、的確な診断の上にしたった想定に基づき、町民全体がそれらの認識を持つことが重要である。

(2) 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めているような影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。

(3) 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、県土に残された貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。

(4) 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

### 第3章 九重町における地震の特性

#### 第1節 県内地域ごとの特性

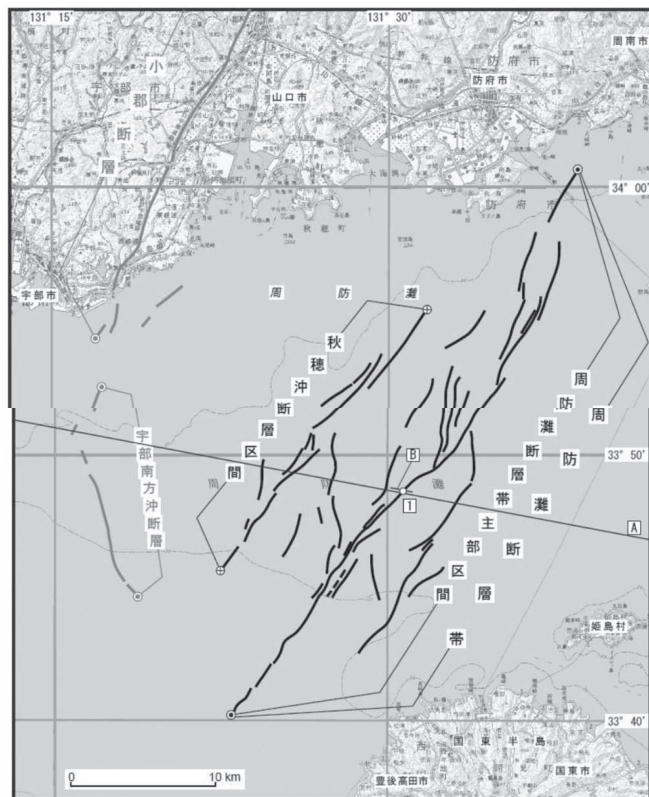
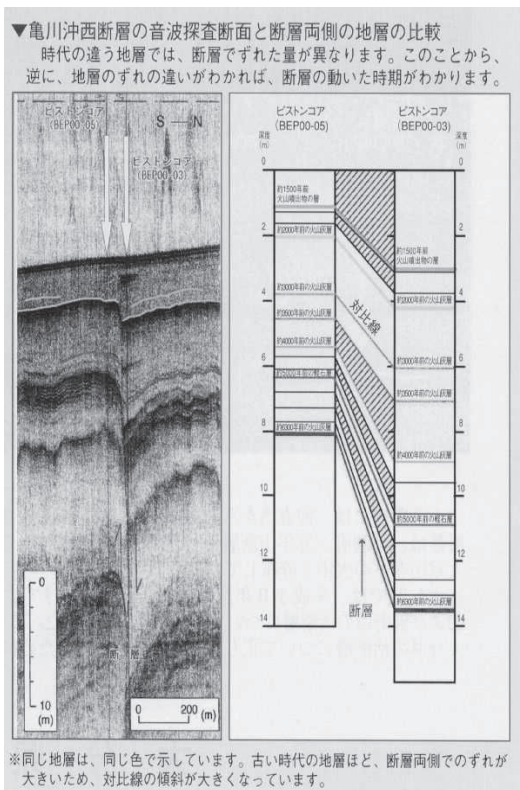
県内各地において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	中央構造線断層帯 (⑩豊予海峡～由布院区間) 日出生断層帯
北部地域	(活断層型)	周防灘断層帯 (主部)
西部地域	(活断層型)	日出生断層帯 万年山～崩平山断層帯



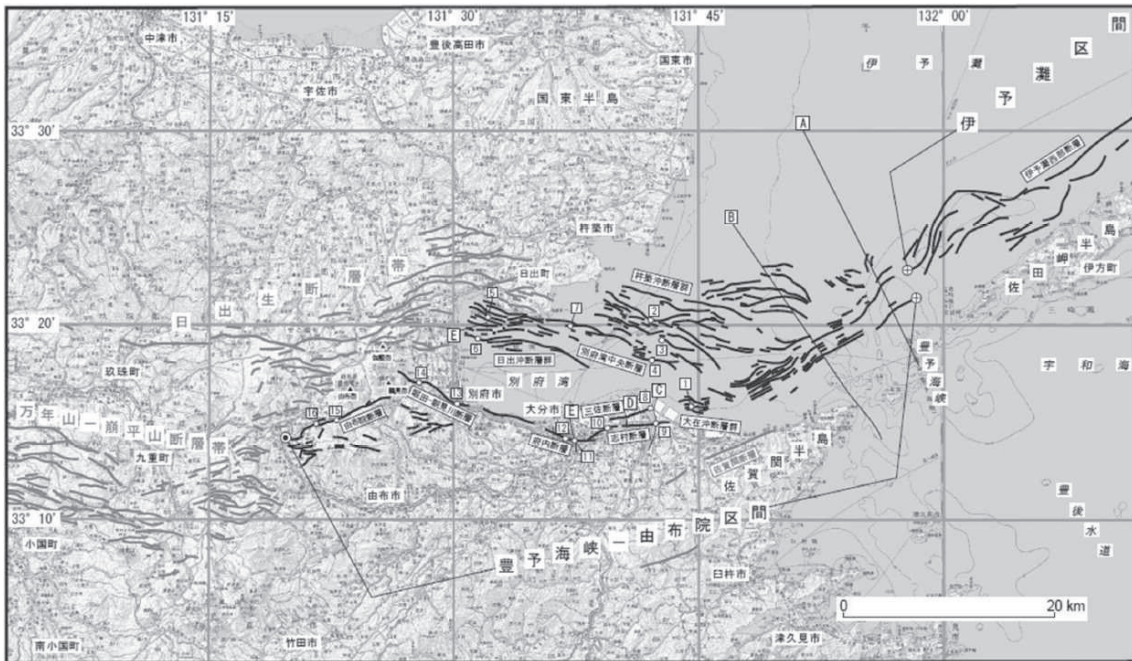
地震位置図

〔九重防災〕

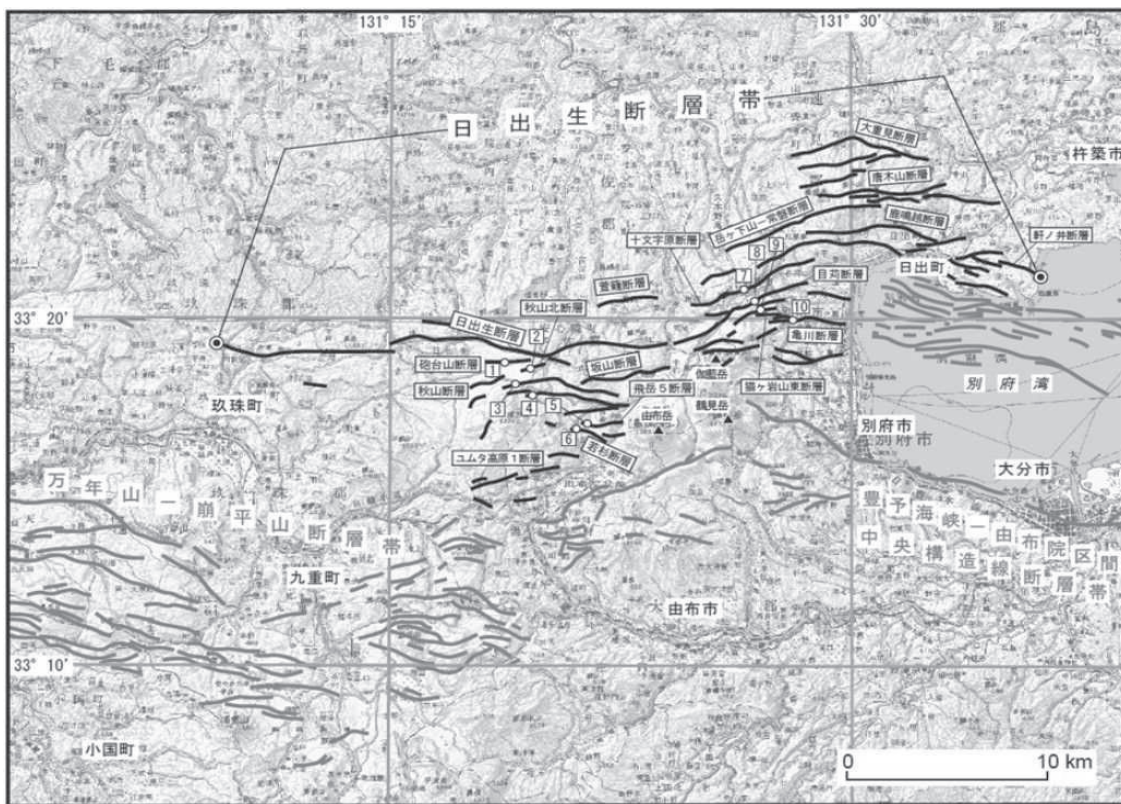


左：地層がずれた例（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

右：周防灘断層帯図（地震調査研究推進本部「周防灘断層帯（周防灘断層群・宇部沖断層群）の長期評価」を引用）

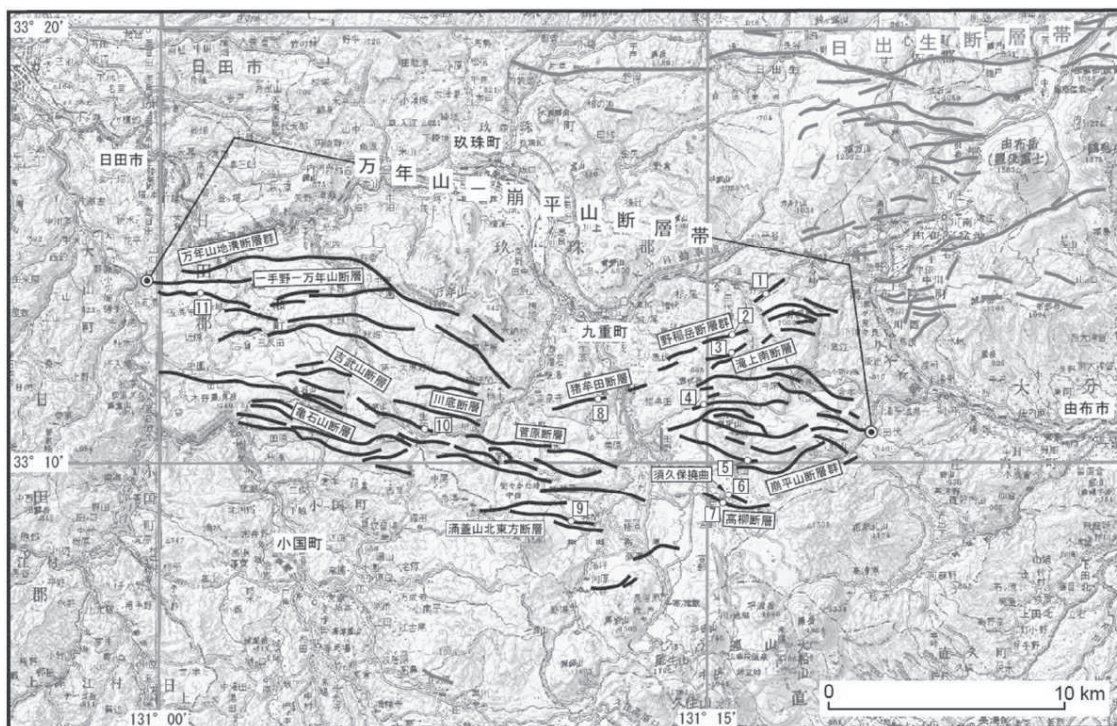


中央構造線断層帯図（地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯（金剛山地東縁—由布院）の長期評価（第二版）」を引用）



日出生断層帯図（地震調査研究推進本部「日出生断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

〔九重防災〕



万年山一崩平山断層帯図（地震調査研究推進本部「万年山一崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

## 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

### 1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

- (1) 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震の領域が一度に発生したとされる1707年の宝永地震ではM8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70～80%とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の

〔九重防災〕

間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

- (2) 日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明である。同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生している。同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。
- (3) 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

## 2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

- (1) 「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡—由布院区間）」は過去の活動時期は、17世紀ごろとされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にはほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- (2) 「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百年前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万—2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にはほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- (3) 「万年山—崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百—3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。
- (4) 周防灘断層群（主部）は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
- (5) 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが現れないため、活動履歴の把握ができず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯（⑩豊予海峡—由布院区間）、日出生断層帯、万年山—崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。

## 3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では

困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内に分布する活火山のうち、九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6000年頃前以降は約1000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

### 第3節 町内に被害を及ぼした地震

町内に影響を及ぼした地震は、次の表に示す。

近年では、昭和50年（1975）に大分県中部を震源とする地震が発生し、九重町、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、九重町、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

町内に影響を及ぼした地震

発 生 年 月 日	地震発生地域	町 内 の 被 害 の 概 要
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊又は半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による。)  庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4など
2016年4月16日 (平成28) 平成28年熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）

※1 当時の標記

日本被害地震総覧 [416] - 2001、大分県・大分地方気象台 [大分県災異誌] などによる。

## 第4章 地震の想定

### 第1節 地震想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山一崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査及び、過去の地震災害履歴や九重町内の活断層の分布状況等に基づき、次の地震を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、各地域において最大の被害が予測される地震を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応としては、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

#### 1 想定する地震

##### (1) 想定する地震被害（震源）

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群（主部）
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山一崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

平成19年度 大分県地震被害想定調査	平成24年度 大分県地震津波被害想定調査	平成30年度 大分県地震被害想定調査
想定地震	想定地震	想定地震
日向灘	南海トラフの巨大地震	①南海トラフの巨大地震
東南海・南海		
中央構造線	別府湾の地震 (慶長豊後型)	②中央構造線断層帯
別府地溝南縁断層帯		
別府湾断層帯	周防灘断層群主部	③周防灘断層群主部
周防灘断層帯		
別府地溝北縁断層帯		④日出生断層帯
崩平山一万年山地溝北縁断層帯		⑤万年山一崩平山断層帯
プレート内		⑥ プレート内

## 2 地震動

上記1(1)の震源域から想定される本町の地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度(震度6弱以上の場合を想定)
(1) - ②	7
- ④	7
- ⑤	7

## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 町防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) その他防災に関し、町の所掌すべきこと。

### 2 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。







## 第2部 災害予防

### 第1章 災害予防の基本方針等

#### 第1節 災害予防の基本的な考え方

九重町において、地震災害から町民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

##### 1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため本項でいう「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

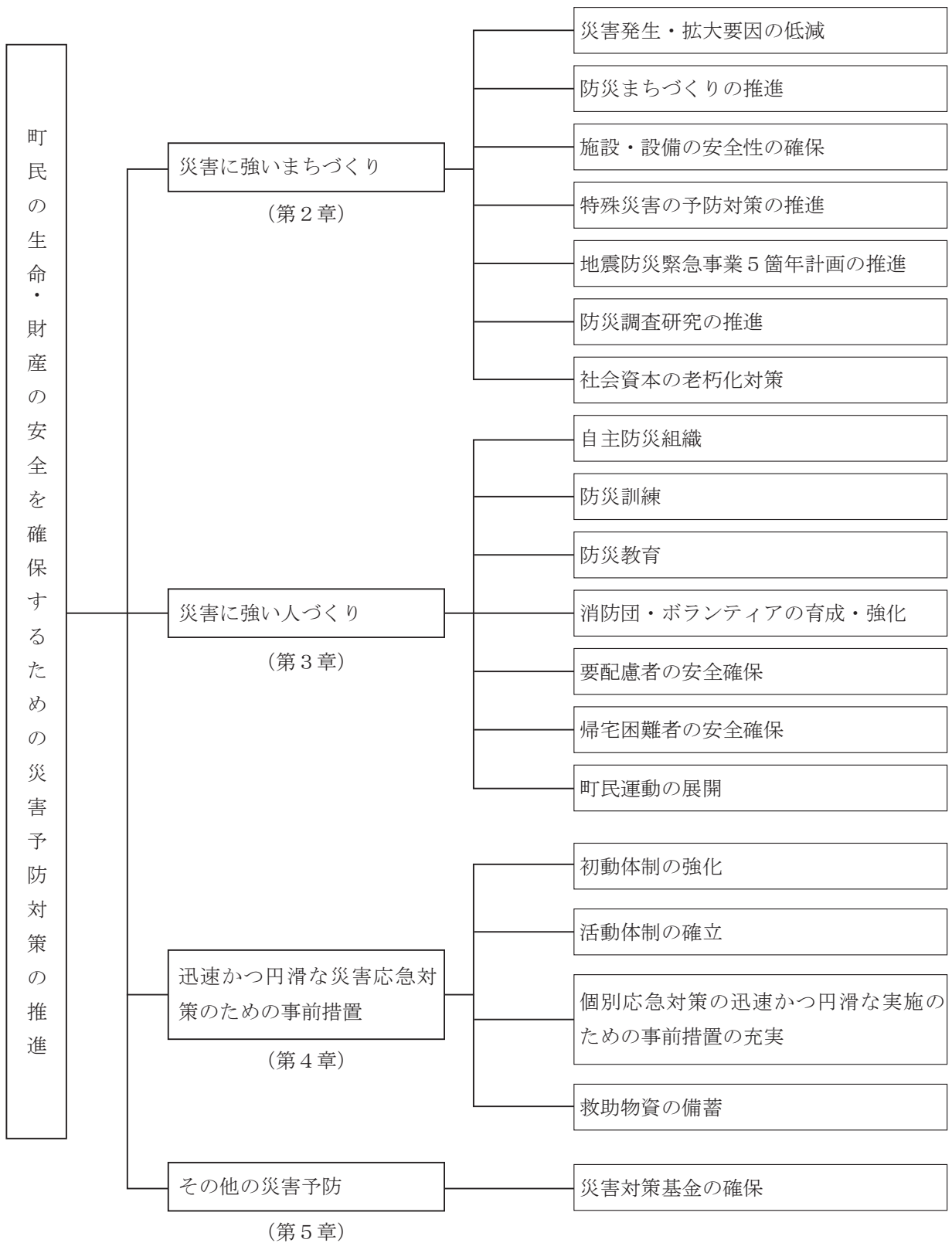
##### 2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や町民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
  - (2) 防災訓練
  - (3) 防災教育
  - (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
  - (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
  - (6) 帰宅困難者の安全確保
  - (7) 町民運動の展開
- 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
- 迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。
- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
  - (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
  - (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
  - (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

## 第2節 災害予防の体系

第2章から第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



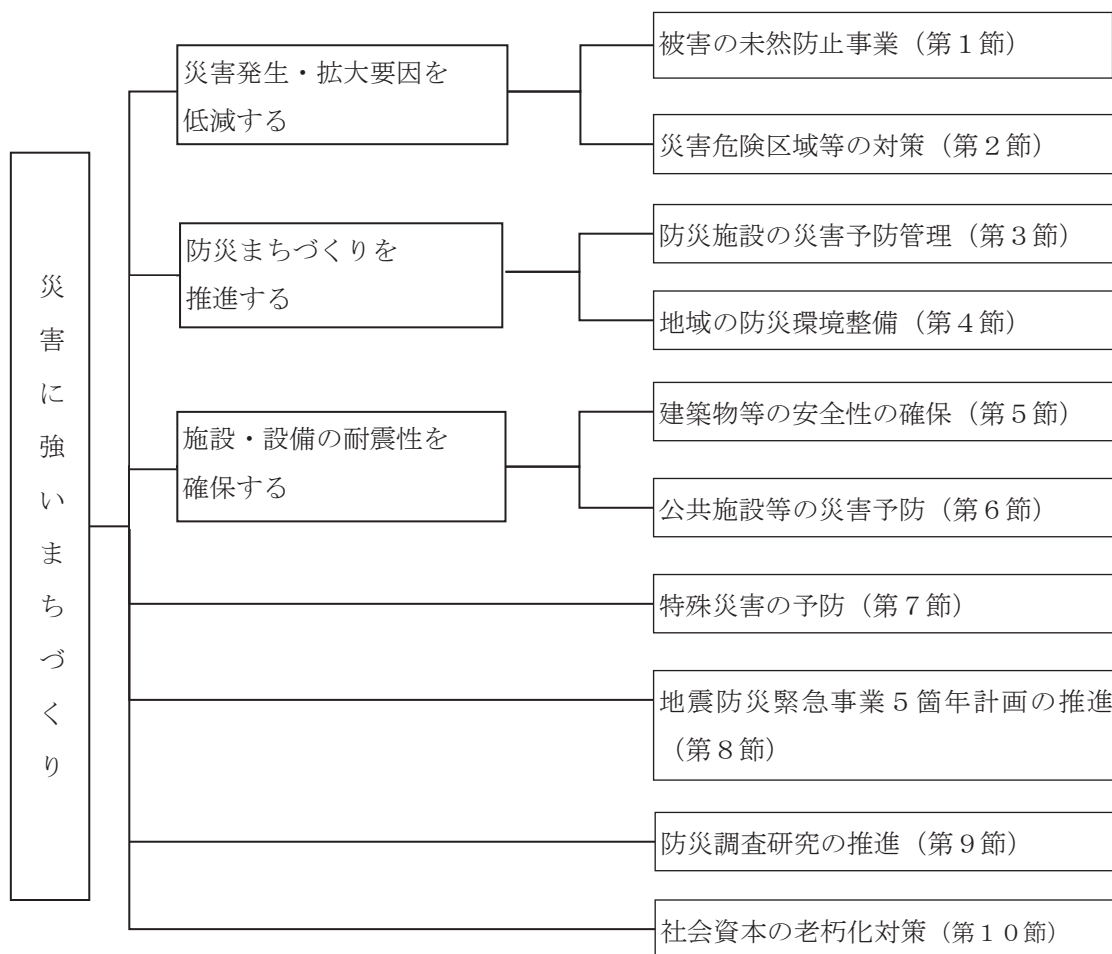
〔九重防災〕

## 第2章 災害に強いまちづくり

### 【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、砂防その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の町土保全事業、防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



## 第1節 被害の未然防止事業

災害から町土を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- ア 河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良などの液状化の対策
- イ 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ウ 町長が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

### 1 地盤災害防止事業

#### (1) 地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤においては液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

#### (2) 地盤災害防止事業の実施

地震災害を念頭にした町内の住宅地開発、産業用地の整備及び地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- ア 町等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ウ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に町民や関係方面への周知・広報に努める。

### 2 土砂災害防止事業

#### (1) 土砂災害防止事業の基本方針

九重町は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

本町の土砂災害防止事業の状況等は、風水害等対策編「第2部第2章第1節 被害の未然防

止事業」に示しているとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は比較的多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法や一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれらの法令や制度による指導・監督に努める。

#### (2) 土砂災害防止事業の実施

- ア 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- イ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ウ 治山事業に係る崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木被害が発生するおそれがある森林について、流木捕捉式治山ダム<sup>①</sup>の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。
- エ 急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。
- オ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。
- カ 県は、土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、町の行う警戒避難体制の整備を支援する。

### 3 河川災害防止事業

#### (1) 河川災害防止事業の基本方針

従来、町内の河川法（昭和39年法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

#### (2) 河川災害防止事業の実施

- ア 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- イ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

### 4 道路整備事業

## (1) 道路整備事業の基本方針

道路は、町民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

## (2) 道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

ア 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、町民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう道路等を整備するものとする。

イ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

ウ 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。

エ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

## 5 農地防災事業の促進

## (1) 農地防災事業の基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び町において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

## (2) 農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

## (3) 防災水利整備事業の実施

地震等の災害発生時に消防水利及び生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水枘、給水栓、及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

## 第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等における対策は、この節の定めるところによって実施する。

県及び町は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

## 第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害等とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

### 1 地震時水害防止施設の予防管理

#### (1) 地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

#### (2) 地震時水害防止施設の予防管理の実施

町防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市町村）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

### 2 土砂災害防止施設の予防管理

#### (1) 土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

#### (2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施

危険箇所を多く抱える地域においては、土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに町及び県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

〔九重防災〕

#### 第4節 地域の防災環境整備

地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び町は、地震に強いまちづくりを推進するため、関係各課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

##### 1 防災的土地利用の推進

###### (1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

###### ア 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、地域の安全性の向上を図る。

###### (2) 防災的土地利用に関する事業の実施

###### ア 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

###### (3) 所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

##### 2 町の防災構造化

###### (1) 町の防災構造化に関する基本方針

町は、道路・公園、河川・砂防等の基盤施設や防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、町の防災化対策を推進する。

###### (2) 町の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

###### ア 町の基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、町内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

###### イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策

事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

オ 防災拠点の確保・整備

公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平時の研修や訓練の場としての機能をもつ防災ステーションの整備を図る。

また、大規模災害時における町の広域防災拠点として、九重町いきいきランドを位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整等を行う現地調整所機能、②自衛隊や消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の仕分け・輸送拠点機能、を配置し、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

3 地震火災の予防

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、町の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

ア 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況をみながら、規制誘導を検討していく。

イ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、町の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は

以下のとおりである。

ア 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、町営住宅については、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。町営木造及び簡易耐火構造の住宅についても、地域性を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導する。

イ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

### 第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

#### 1 公共施設の安全性確保

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

県及び町・消防・警察等の施設をはじめ、医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

県及び町は、所管施設について以下の対策を講ずるものとする。

ア 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる町内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時か

ら点検に努める。

## 2 一般建築物の安全性確保

### (1) 一般建築物に関する事業の基本方針

ア 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する集会場、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。

イ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

### (2) 一般建築物に関する事業の実施

#### ア 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

#### イ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

## 3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保

### (1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

### (2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

## 第6節 公共施設等の災害予防

水道、電力、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

### 1 水道施設の災害予防

#### (1) 水道施設災害予防事業の基本方針

水道施設は、町民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い水道施設の整備に努める。そのため、

〔九重防災〕

老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、配水池の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を促進する。

## 2 道路施設の災害予防

### (1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性を確保に努める。

### (2) 道路施設災害予防事業の実施

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

#### ア 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

#### イ 橋りょうの整備

地震災害発生時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについては、点検調査を実施し、調査結果に基づき対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

#### ウ 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

#### エ トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

## 第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、

移動についての災害防止対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

#### 1 危険物災害予防対策

(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

##### (2) 製造所等の維持管理の指導

県及び町は、それぞれ規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ア 位置、製造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- エ 危険物取扱者の立会状況

##### (3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会いを求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

##### (4) 危険物の保安管理指導

県及び町は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ア 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- イ 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ウ 休業、廃止の届出の励行
- エ 製造所保安管理体制の確立
- オ 危険物取扱者立会の励行
- カ 危険物保安管理体制の確立

##### (5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ア 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付けとして改修期限の誓約書の提出）
- イ 消防機関の立入検査の強化
- ウ 現地指導による整備計画の推進

エ 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

### 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、町長は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため町では平成17年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

- 1 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、九重町全域とする。

### 第9節 防災調査研究の推進

県及び町・関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

#### 1 防災調査研究の目的・内容

九重町の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

#### 2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

### 第10節 社会資本の老朽化対策

県・町及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

### 第3章 災害に強い人づくり

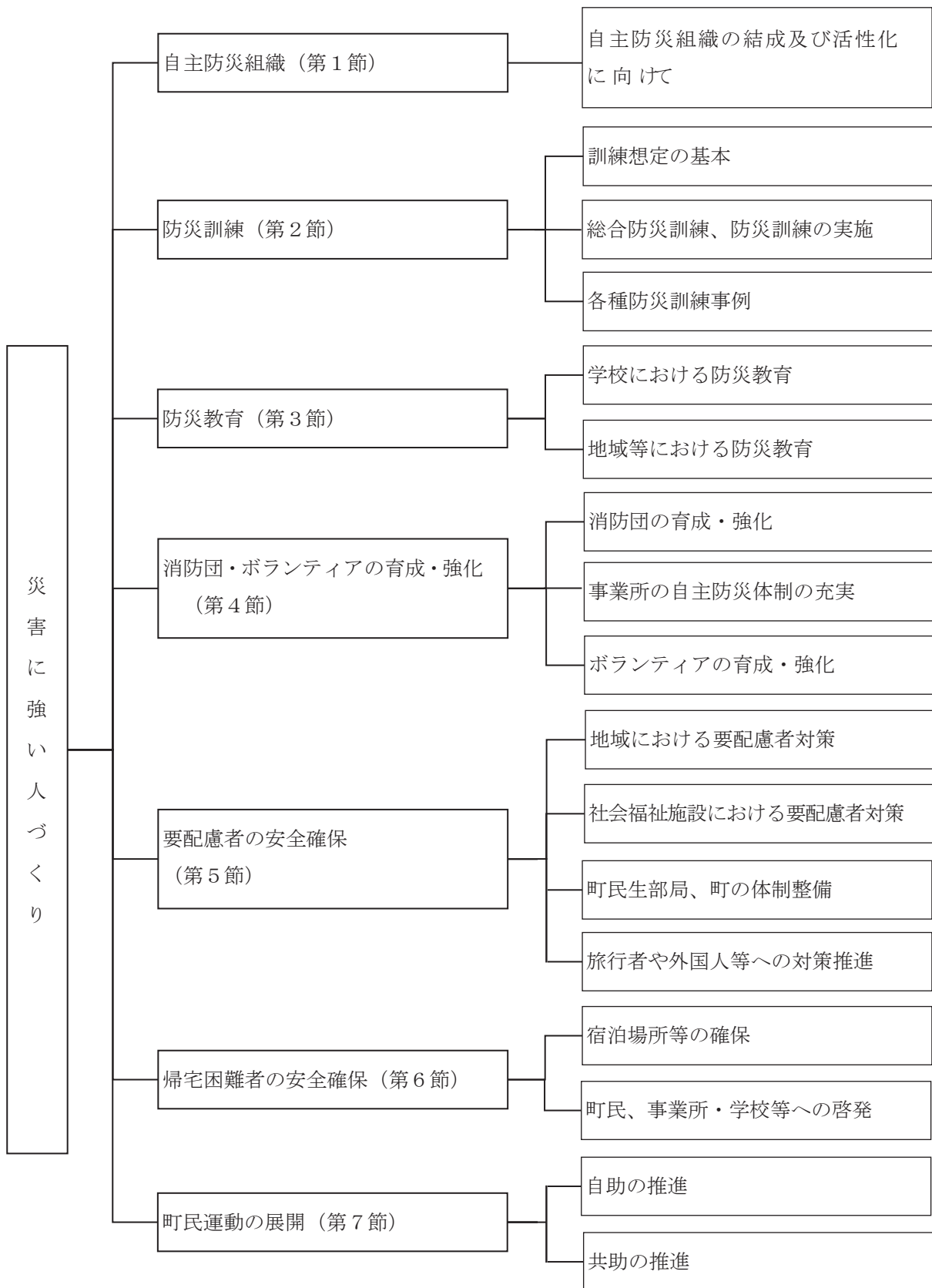
#### 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県及び町、防災関係機関、公共的機関、各種団体、民間企業等の防災担当職員並びに町民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県及び町・消防機関並びに防災関係職員及び町民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、町民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



## 第1節 自主防災組織

### 1 自主防災組織の必要性

地震に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（地震時）



### 2 自主防災組織の果たす役割と活動

風水害対策編「第2部第3章第1節3 自主防災組織の果たす役割と活動」により実施するものとする。

### 3 町の推進方針

風水害対策編「第2部第3章第1節4 町の推進方針」により実施するものとする。

### 4 地域における避難計画づくりについて

風水害対策編「第2部第3章第1節5 地域における避難計画づくりについて」により実施するものとする。

## 第2節 防災訓練

〔九重防災〕

町及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、

地震災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には町民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 町の地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

#### 1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震は原則として、第1部第4章第1節で想定する地震、地震動とする。

#### 2 総合防災訓練の実施

町は、県及び防災関係機関との連携のもと、地震災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報等の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

#### 3 防災訓練の実施

県・町及び防災関係機関は、地震による被害を防止するため、自主防災組織等とともに地震に対する防災訓練を実施する。

## (1) 住民等の防災訓練

町及び防災関係機関は、地震による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

## (2) 教育施設での防災訓練

県及び町は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して地震に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における地震対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

## (3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

県及び町は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

## 4 各種防災訓練例

## (1) 地震訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定 訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。
	広域応援に際しての 受入れ・応援派遣等 の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練。
	民間企業・ボラン ティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練。

	避難所運営訓練	<p>参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足禁止、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。</p> <p>なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。</p>
	孤立可能性地域の想定訓練	<p>崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、地震災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の实地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）</p>
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）</p>
	ヘリコプター運用による救出訓練	<p>山間部における地震による道路遮断を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>
実働訓練	教育施設における訓練	<p>理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。</p>
	避難所における避難者名簿作成訓練	<p>事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。</p>

	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	<p>段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。</p> <p>ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。</p> <p>避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。</p>
--	------------------------------	--

(2) 地震対応訓練

	訓練名	内 容
図 上 （ 実 働 ） 訓 練	家屋密集地域における避難路検討訓練	<p>隣保班単位で緊急避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	<p>急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	住宅・工場等が混在する地域における緊急避難場所等検討訓練	<p>地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要。</p>
	安否確認・情報伝達訓練	<p>地震直後を想定し区長が各戸を回り区民の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を区長に伝え、区長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。</p>
	負傷者の救出・搬送訓練	<p>倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、ボール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。</p> <p>更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。</p>

地震対応訓練モデルNo.1（図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送）

参加機関	行政区、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 50人
訓練時間	図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計2時間）
準備過程	<p>① 訓練実施の決定（行政区内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前</p> <p>② 行政区から町・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60日前</p> <p>③ 行政区で訓練実施要項等作成 → 町へ協力依頼～50日前</p>

〔九重防災〕

④	地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40日前
⑤	参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前
⑥	訓練時必要物品の準備～10日前
⑦	訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前
⑧	訓練会場（消火訓練）設営～1日前

訓 練 内 容	
図 上 訓 練	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <p>○ 大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。</p> <p>「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀倒壊等。</p> <p>「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。</p> <p>「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。</p> <p>「避難路・緊急避難場所」～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等による道路障害を考慮し複数検討。</p> <p>○ 避難行動要支援者及び支援できる人の把握</p> <p>○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。</p> <p>○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。</p> <p>○ 指定緊急避難場所の確認。</p> <p>○ 実働訓練に備え、話し合いの中で、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。</p>

実 働 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生の合図（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～</li> <li>○ 班長が点呼実施。</li> <li>○ 班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。</li> <li>○ 情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。</li> </ul> <p>※情報内容</p> <p>Aからの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。</p> <p>Bからの情報～電気・電話が不通。</p> <p>Cからの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がある。</p> <p>Dからの情報～水道が止まっている。</p> <p>Eからの情報～玄関ドアが開かず出られない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。</li> <li>○ 消防署員（消防団員）の指導の下、バケツリレーまた、消火器使用による初期消火訓練を行う。</li> <li>○ 家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法（心肺蘇生法、骨折に対する応急手当、止血等）についての現地訓練、簡易担架による負傷者搬送を実施。</li> </ul> <p>※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。</li> </ul>
------------------	---

### 第3節 防災教育

#### 1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつなが

りを通じて町土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

## 2 学校等における防災教育

### (1) 基本方針

ア 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や地震に係る対応マニュアルの整備、町の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

### (2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

#### ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

#### イ 小学生

##### (ア) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

##### (イ) 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

##### (ウ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

#### ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

#### エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

#### オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

### (3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

#### ア 九重町における地震の歴史

#### イ 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

#### ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

#### エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

#### オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

#### カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

#### キ 災害時における心のケア

### (4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

### (5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を

養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから町の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

#### (6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

### 3 地域等における防災教育

#### (1) 基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

#### (2) 一般町民に対する防災教育

町は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、町民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、町民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認するこ

と、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所からの全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

#### ア 地震に関する知識

(ア) 地震に関する基礎知識、九重町の地震の歴史等

(イ) 地震は、自然現象であり、想定を超える可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、地震に関する想定・予測の不確実性

イ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 警報等発表時や避難指示等の発令時取るべき行動、避難場所での行動

オ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 平素住民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

ク 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

#### (3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

#### (4) 自主防災組織に対する防災教育

町は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

#### (5) 防災上重要な施設における防災教育

町は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

町は、防災関係機関と連携して、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

(7) 防災対策要員（町職員等）に対する防災教育

町職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 地震に関する知識

イ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、県及び町は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、町民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

#### 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

本節は、風水害等対策編「第2部第3章第4節 消防団・ボランティアの育成、強化 1 消防団の育成強化、3 事業所の自主防災体制の充実、4 ボランティアの育成・強化」により実施するものとする。

#### **第5節 要配慮者の安全確保**

本節は、風水害等対策編「第2部第3章第5節 要配慮者の安全確保」により実施するものとする。

#### **第6節 帰宅困難者の安全確保**

本節は、風水害等対策編「第2部第3章第6節 帰宅困難者の安全確保」により実施するものとする。

#### **第7節 町民運動の展開**

本節は、風水害等対策編「第2部第3章第8節 町民運動の展開」により実施するものとする。

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、町等において推進する。

以下において、町における事前措置について示すが、防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

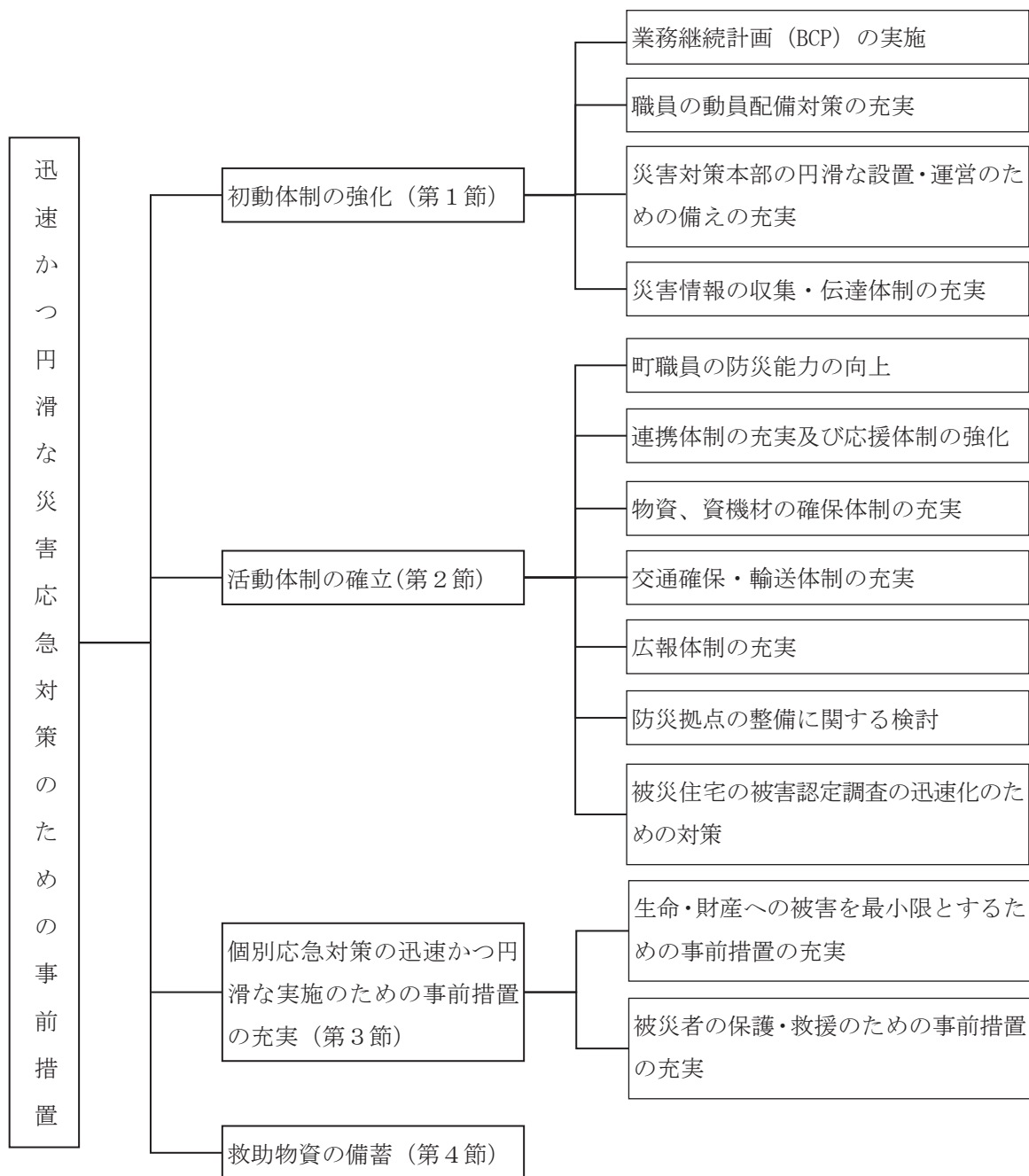
#### 1 町

- (1) 町防災会議は、九重町地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、町の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また県の事前措置に準じた措置を講じる。

#### 2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの体系を以下に図示する。

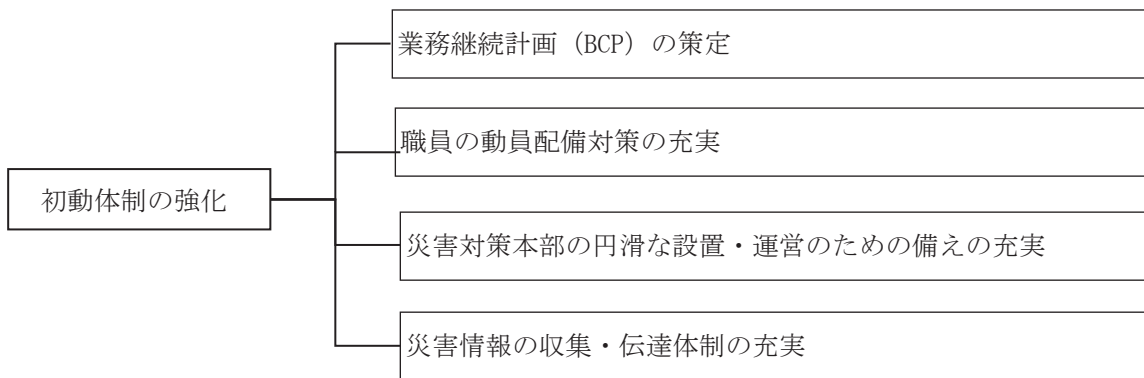


### 第1節 初動体制の強化

町は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、町としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

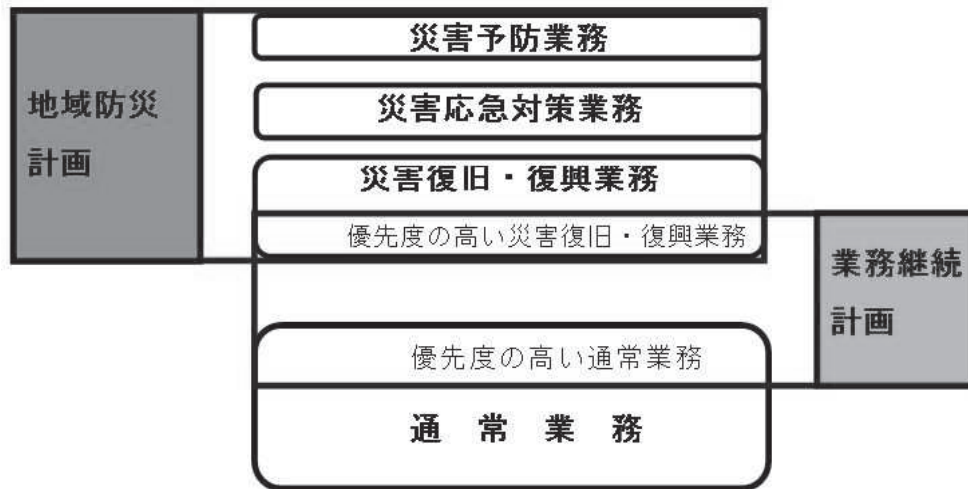


#### (1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan の略））の策定

町は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における町役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○地域防災計画と業務継続計画



本計画は、風水害等対策編「第2部第4章第1節初期体制の強化 (1)業務継続計画」により策定、実施するものとする。

(2) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、町職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、町内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録しているところもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

イ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等と宿直者の連絡体制を確立する。

ウ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取り組み

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

エ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、

備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

オ 職員の家庭における安全確保等対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外にかけた電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

(3) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎の耐震診断

災害対策本部（本庁）、地区災害対策本部の耐震診断を順次行う。

なお、耐震診断の結果等を踏まえ、本庁の災害対策本部の中核機能が損なわれる事態が想定される場合、必要により第二の本部機能を有する防災センター（災害時には情報収集・分析及び物資の集積・備蓄機能等の拠点として機能し、平常時には訓練や研修の場として活用する。）の整備についても検討する。

イ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(4) 災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、町民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

(ア) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、庁舎内には震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、町の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムが構築されている。

(イ) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ・町の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備
- ・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実
- ・防災行政無線の設置個所や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について検討する。

(ウ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

- ・Lアラート、町ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・民間通信事業者との災害時の連絡協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

(エ) 通信手段の連携

Lアラートによる迅速な情報連携を図るため、報道機関等についてLアラートへの加入促進を図る。

(オ) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 地震に関する情報伝達体制の整備

(ア) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

町及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、地震の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

(イ) 居住者等への情報伝達

町は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、河川等での水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、地震に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（町ホームページや、SNS等）、ケーブルテレビの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

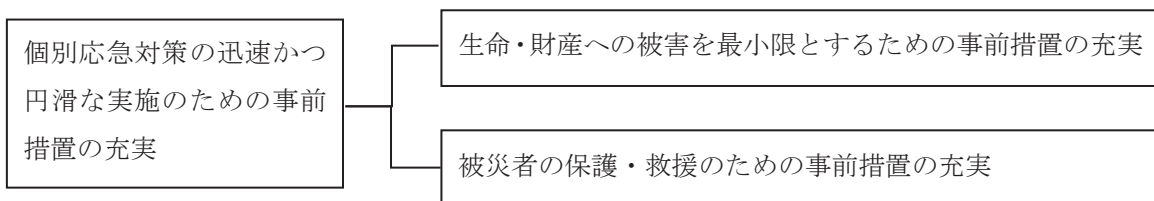
**第2節 活動体制の確立**

本節は、風水害等対策編「第2部第4章第2節 活動体制の確立」により実施するものとする。

**第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実**

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の伝達体制の充実

地震の余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

町は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、地震に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線のデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（町ホームページや、SNS等）、ケーブルテレビの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

#### (2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を町、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が、出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 公共社会福祉施設、町立学校、その他公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

エ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成指導

オ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する町との調整の推進

カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

#### (3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 県、玖珠町、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む）の補助

#### (4) 救急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

- ア 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
- イ 医療救護班（日本赤十字大分県支部及び郡市医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

(5) 消防対策の充実

同時多発火災等の発生に迅速に対処できるよう、町は関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

- ア 消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充
- ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材への補助

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(8) 各種情報システム・データの適切な保全

町民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室の整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- ク トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、町内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 町における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーテーション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を提供できるよう住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県と市町村が連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開

放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導及び文化財(建造物、磨崖仏等)の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み(復興庁が提供する全国避難者情報システム等)の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を行う等、全市町村で統一した運用を図る。

#### 第4節 救助物資の備蓄

町では、東日本大震災を踏まえ、備蓄物資の品目・量・備蓄場所を見直し、町外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。この他町は地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

- 1 発災から3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。
- 2 公助は、流通備蓄、現物備蓄をそれぞれの内2分の1ずつ確保する。
- 3 現物備蓄の県と町の割合は2分の1を目安とする。

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 災害対策基金の確保

本節は、風水害等対策編「第2部第5章第1節 災害対策基金の確保」により実施するものとする。







## 第3部 災害応急対策

### 第1章 災害応急対策の基本方針等

#### 第1節 災害応急対策の基本方針

##### 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。町民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、町では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、隣接市町村、消防署、警察署（駐在所）、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

##### 2 被災地への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては町が当たる。しかしながら、町の対応能力を超えるような災害が発生した場合又は町行政の中樞が被害を受けその機能が麻痺した場合は、被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、町は、地震発生後、早期に町の対応能力を県に報告し、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等、町の対応能力を確保するための支援を受けるものとする。

##### 3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

町は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、町その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

##### 4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の町民生活安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、避難場所にいる被災者を含め町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、防災行政無線、町ホームページ、ケーブルテレビ

等多様な方法を用いて広報することとする。

## 第2節 町民に期待する行動

地震による災害から町民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、町民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責任と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は、防災の原点である。町、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震による被害を最小限に止めるため、町民に対して次のような行動を期待するものである。

### 1 家庭

#### (1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

#### (2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

#### (3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

#### (4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防署、警察署（駐在所）等の出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

#### (5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに町役場、消防署、警察署（駐在所）等の防災機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

### 2 地域（隣近所、行政区、自主防災組織）

#### (1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、町職員等に協力する。また、夜間や停電の場合に備え、すみやか

に避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、町役場、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

地震発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、行政区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

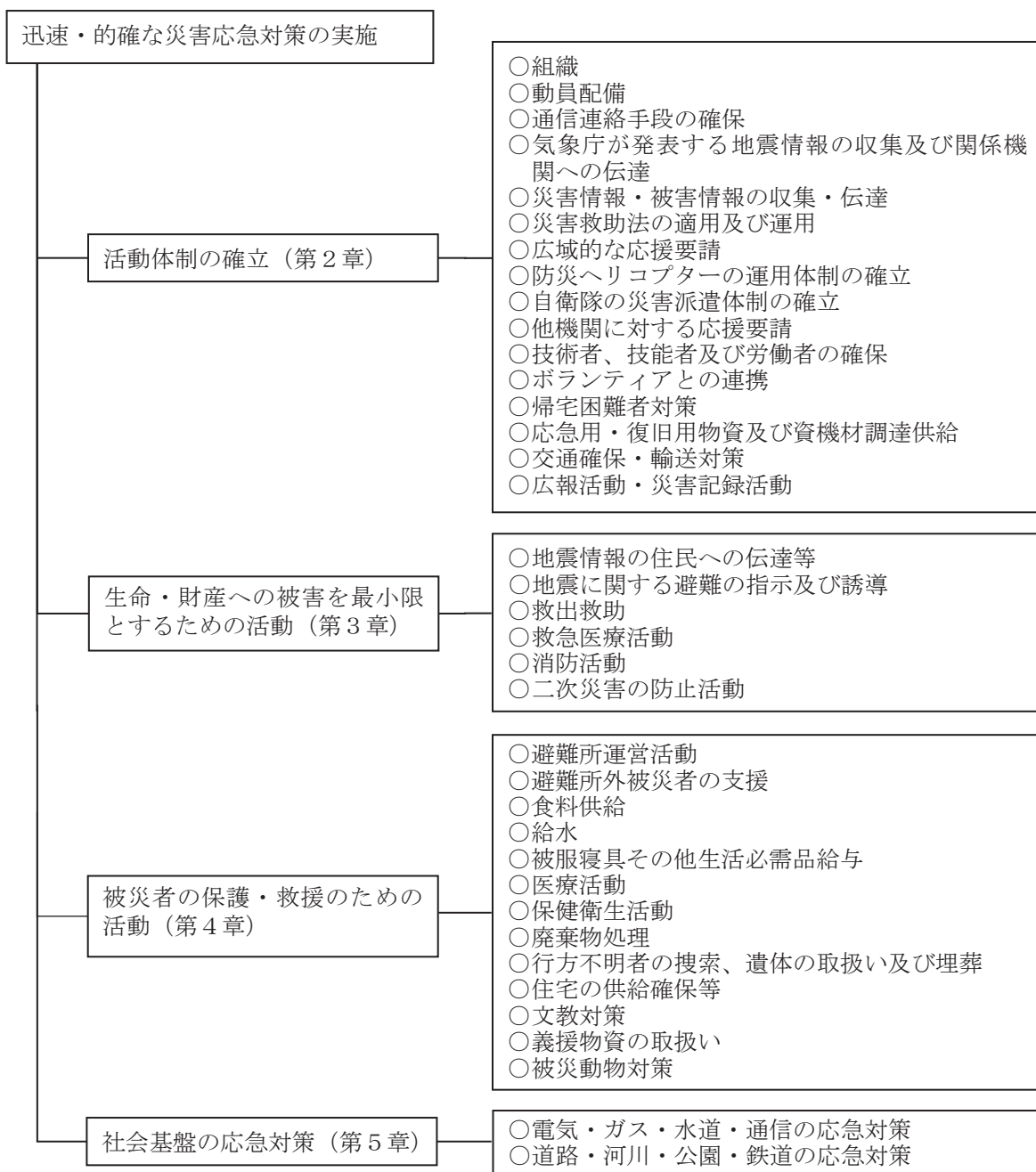
【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）

- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話が繋がりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

### 第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

#### 1 活動組織の整備確立方針

地震による災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

町においては、本計画に定めるほか個別具体的な事項は、「九重町災害対策本部条例（昭和37年九重町条例第29号）」等により確立する。

#### 2 災害発生時における町の組織体制

町長は、地震による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

##### (1) 災害対策連絡室

###### ア 設置基準

- (ア) 町内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- (イ) その他、特に必要と認めるとき

###### イ 設置場所

九重町役場2階 危機管理・防災安全課内

###### ウ 組織・職制

室長	危機管理・防災安全課長
副室長・室員	危機管理・防災安全課職員、別に定める職員

###### エ 処理すべき主な事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 関係機関等に対する災害対策上の通報

###### オ 解散基準

- (ア) 注意報等が解除され、準備体制を維持する必要がないと認めるとき

(イ) 災害警戒対策本部又は災害対策本部が設置されたとき

(ウ) 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

カ その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

ア 設置基準

(ア) 町内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき

(イ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき

(ウ) その他、特に必要と認めるとき

イ 設置場所

九重町役場2階 危機管・防災安全課内

ウ 組織・職制

本部長	危機管理・防災安全課長
副本部長	総務課長

エ 処理すべき主な事務

(ア) 災害情報の収集及び伝達

(イ) 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ウ) 関係部局の初動措置等の総合調整

オ 解散基準

(ア) 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(イ) 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき

(ウ) 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(3) 災害対策本部

ア 主な設置基準

(ア) 町内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき

(イ) その他、特に必要と認めるとき

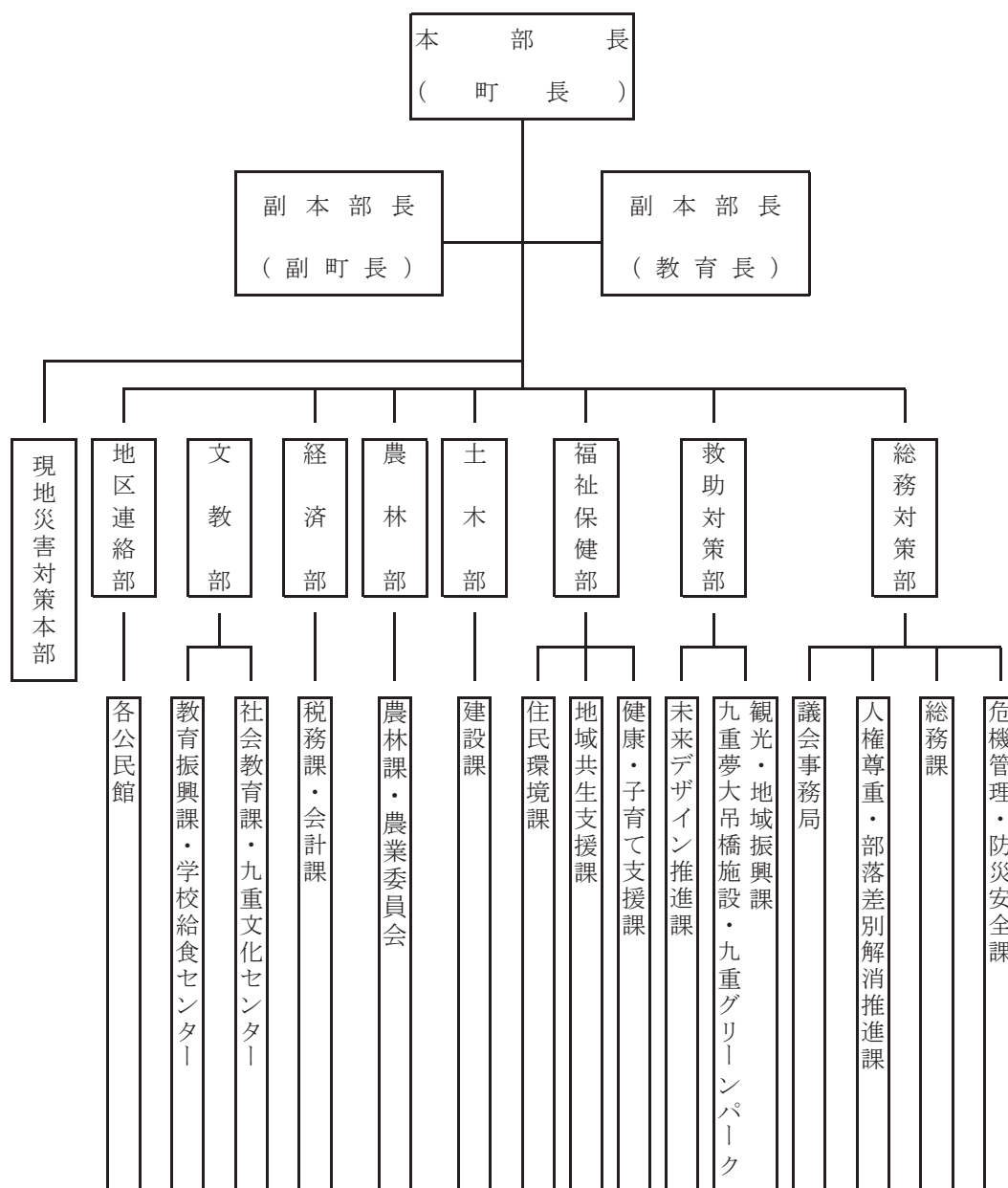
イ 設置場所

九重町役場庁舎内

ただし、九重町役場庁舎が被災し使用できない場合は、九重文化センター等に設置するものとする。

ウ 組織・職制

九重町災害対策本部組織図



本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員（部長）	対策本部の組織を構成する町長部局、教育委員会等の各課（局・館）長及び消防団長、副団長
部員	上記の職に充てられたものを除く職員及び消防団員

〔九重防災〕

- (ア) 本部長が不在等の場合は、副町長、教育長の順位でその責務を代行する。
- (イ) 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。
- (ウ) 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部を設置する。

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

本部長	副本部長	部編成	担当区分	担 当 部 署
町 長	副 町 長 教 育 長	総務対策部	部 長	危機管理・防災安全課長
			副 部 長	総務課長、議会事務局長、人権尊重・部落差別解消推進課長
			部 員	危機管理・防災安全課員、総務課員、人権尊重・部落差別解消推進課員、議会事務局員
		救助対策部	部 長	観光・地域振興課長
			副 部 長	未来デザイン推進課長
			部 員	観光・地域振興課員、九重“夢”大吊橋施設員 九重グリーンパーク員、未来デザイン推進課員
		福祉保健部	部 長	健康・子育て支援課長
			副 部 長	地域共生支援課長、住民環境課長
			部 員	健康・子育て支援課員、地域共生支援課員、住民環境課員
		土 木 部	部 長	建設課長
			副 部 長	建設課GL
			部 員	建設課員
		農 林 部	部 長	農林課長
			副 部 長	農林課GL
			部 員	農林課員、農業委員会員
		経 済 部	部 長	税務課長・会計課長
			副 部 長	税務課GL・会計課GL
			部 員	会計課員、税務課員
		文 教 部	部 長	教育振興課長
			副 部 長	社会教育課長
			部 員	教育振興課員、社会教育課員 学校給食センター員、九重文化センター員
		地 区 連 絡 部		各公民館員

エ 処理すべき主な事項

(ア) 本部会議の協議事項

- ① 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- ② 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項

〔九重防災〕

- ④ 広域応援要請に関する事項
  - ⑤ 報道機関を通じた広報に関する事項
  - ⑥ 災害弱者対策の進捗状況に関する事項
  - ⑦ 効果的な組織編成に関する事項
  - ⑧ 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
  - ⑨ 県への要望事項に関する事項
  - ⑩ 関係機関、業界への要望に関する事項
- (イ) 各部の主な処理事項

**【総務対策部】**

- ・本部の庶務、財務及び情報等に関する事項
- ・本部会議に関する事項
- ・災害復旧連絡に関する事項
- ・消防団（出動）自衛隊（災害派遣の要請）警察等に関する事項及び広域的な応援の要請等に関する事項
- ・災害情報と避難勧告・指示の情報伝達に関する事項
- ・町議会に関する事項
- ・災害対策一般の企画、立案に関する事項
- ・他の対策部の分掌事務に属さない事項

**【救助対策部】**

- ・災害救助に関する事項
- ・避難所開設および非常用備蓄物資に関する事項
- ・応急食料の確保及び配給および非常用備蓄食料に関する事項
- ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援
- ・その他商工・観光関係で他の部の分掌事務に属さない事項

**【福祉保健部】**

- ・医療及び防疫に関する事項
- ・ボランティアに関する事項
- ・福祉避難所の開設に関する事項
- ・要援護者に関する事項
- ・廃棄物処理に関する事項
- ・消費生活相談所の開設
- ・こども園の園児の応急の教育に関する事項
- ・こども園の施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・その他福祉・保健衛生関係で他の部の分掌事務に属さない事項

【土木部】

- ・土木関係施設等の応急復旧に関する事項
- ・町管理河川の災害調査、応急対策並びに復旧計画に関する事項
- ・給水、水道復旧に関する事項
- ・その他土木関係に必要な応急対策に関する事項

【農林部】

- ・農林水産物に対する応急措置に関する事項
- ・農業施設等の応急対策並びに復旧計画に関する事項
- ・被害農家及び林業者等に関する融資
- ・畜産関係の応急対策に関する事項
- ・農作物の被害調査並びに対策に関する事項
- ・その他農林関係に必要な応急対策に関する事項

【経済部】

- ・災害見舞金・義えん金に関する事項
- ・災害義えん物資に関する事項
- ・その他税務対策に関する事項

【文教部】

- ・町立学校の児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・町立学校の施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・社会教育施設、文化財施設の被害に関する事項
- ・その他教育関係に必要な応急対策に関する事項

【地区連絡部】

- ・地区の災害、情報の報告並びに連絡事項伝達
- ・その他必要な事項

オ 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次の区分に従い必要な関係機関に通知するとともにその協力を求めることとする。

公表又は通知先	担当課等	方法
大分県防災会議	危機管理・防災安全課	電話
大分県防災対策企画課	危機管理・防災安全課	災害対応支援システム、一般電話、災害連絡用電話
防災会議構成機関	危機管理・防災安全課	電話
町の機関（庁内を含む）	庁内は危機管理・防災安全課 その他は各主管課	庁内は口頭又は電話、 広報車等
住民	危機管理・防災安全課	防災行政無線、広報車

カ 解散基準

被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認める  
とき

キ 災害対策本部解散の通知

災害対策本部を解散したときは、その旨をオに準じて関係機関に通知する。

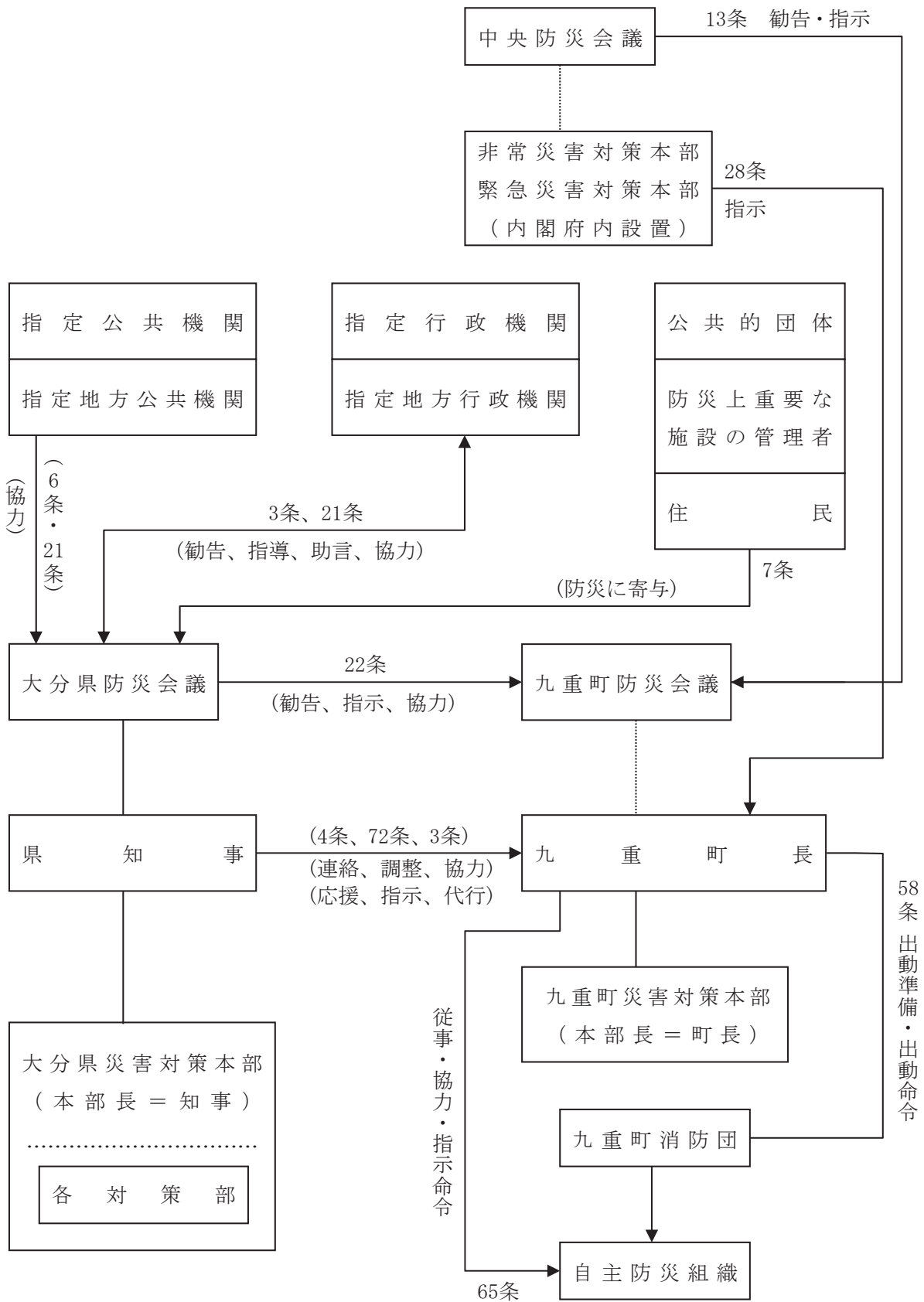
(4) 現地災害対策本部の設置

ア 激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

イ 要員は町長が指名する。

3 防災活動組織

九重町における防災活動組織は、おおむね次のとおりである。



〔九重防災〕

(注) 図中の条は災害対策基本法の条を示す。

## 4 その他の町の災害対策組織

## (1) 水防本部

## ア 設置

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水等による水災を警戒し、防御しその被害を軽減するため、危険が解消されるまでの間設置される。

なお、警報に切り変わる前の注意報が発令されたときは、準備体制をとる。

## イ 組織系統

水防本部（九重町役場危機管理・防災安全課）

## ウ 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置され、土木部が置かれたときは、土木部が水防本部の事務をあわせて処理するものとする。

## エ その他

地震時においては二次災害の防止に万全を期すこととし、必要な事項は第3章第6節「二次災害の防止活動計画」に定めるところによる。

## 5 その他の機関の災害対策組織

その他の防災機関においても、それぞれ災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び隣接市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

**第2節 動員配備**

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

## 1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

## (1) 第一次体制（連絡室体制）

常時の災害対策事務は、危機管理・防災安全課、総務課職員が当たり、突発する災害に対し対処する。また、災害予防の広報活動を行う。

## (2) 第二次体制（警戒体制）

予想される災害の情報を収集し、災害の状況に応じて速やかに災害対策本部が設置できる体制とし、危機管理・防災安全課、総務課、建設課、未来デザイン推進課、農林課・農業委員会、

観光・地域振興課及び教育振興課の職員数名を配置する（防災行政無線従事者を含む。）。

(3) 第三次体制（救助体制）

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達並びに緊急を要する災害予防及び災害応急対策を実施する。
- イ 体制並びに総合的な防災を推進する体制として危機管理・防災安全課、総務課、建設課、未来デザイン推進課、農林課・農業委員会、観光・地域振興課、教育振興課及び議会事務局その他必要な職員を配置するとともに必要な場合は電話又は無線放送の利用により出動要請する。

(4) 第四次体制（非常体制）

- ア 災害対策本部の全機能をもって総合的かつ強力な防災を推進するための体制として、すべての本部要員を配置すると共に消防団に出動要請する。
- イ 第四次体制の発令時にあつては全本部要員が定められた職務に従事する。

2 気象災害の配備体制

気象災害に関する配備時期の基準及び内容は、次のとおりである。

種 別	体 制 の 時 期 の 基 準	体 制 の 内 容
第一次体制 連絡室体制	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制	特に関係のある本庁の課職員のみで配備し、防災関係機関と連絡をとり、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。また、気象状況等により第二次体制に切り替える指示を行う。
第二次体制 警戒体制	比較的軽備な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となったときの配備体制	連絡室体制に加え、関係職員の少数人員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として状況により第三次体制に移行することができる体制とする。
第三次体制 救助体制	相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれがあるときの配備体制 災害救助法適用事態にある場合を含む。	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替えることができる体制とする。

〔九重防災〕

第四次体制	非常体制	町全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なときの非常体制
		大規模な災害の発生が免れないと予想されるとき非常体制

3 その他の災害の場合

大規模な地震、火事又は爆発その他の重大な事故が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び関係課をもって第二次体制に入るものとする。この場合、災害の状況によっては、町長は非常体制を命ずることがある。

4 配備要領

町役場職員及び消防（水防）団員の配備の要領は、次のとおりである。

(1) 町役場職員

体制	対策の別	配備課の一般的基準
第一次体制（連絡室体制）	風水害対策	危機管理・防災安全課
第二次体制（警戒体制）	風水害対策	危機管理・防災安全課 総務課 建設課 未来デザイン推進課 農林課・農業委員会 観光・地域振興課 教育振興課
第三次体制（救助体制）	風水害対策 大規模な災害、火事又は爆発その他の重大な事故	全職員 災害の事態に応じ応急処置を実施する課
第三次体制（非常体制）	災害対策本部設置基準による。	

(注) 配備職員 各課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

(2) 消防（水防）団員

体制	対策の別	配備の一般的基準
第一次体制	情報班体制	本部役員
	警戒配備体制	警戒地管轄の各分団
第二次体制	町の一部に被害が発生したとき	被害発生地管轄の各分団
第三次体制	全団員	

5 本部職員の勤務基準

(1) 常時体制

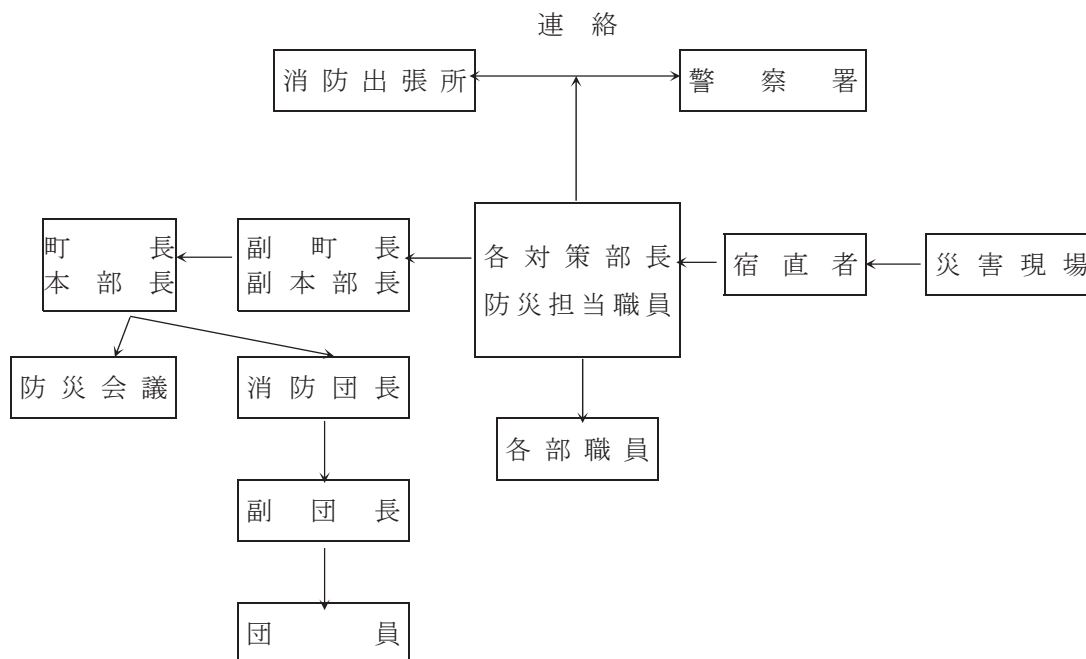
勤務時間中は危機管理・防災安全課職員が当たり勤務時間外は宿直者が災害に関し必要な連絡を実施する。

(2) 事前措置、本部設置前

ア 準備警戒体制

準備警戒体制の発令時に当たっては当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は定められた職務に従事し、また第一次体制に応じて勤務すべき防災連絡員は自宅、その他の場所に所在連絡方法を明らかにして待機するものとする。

イ 本部設置前の動員系統

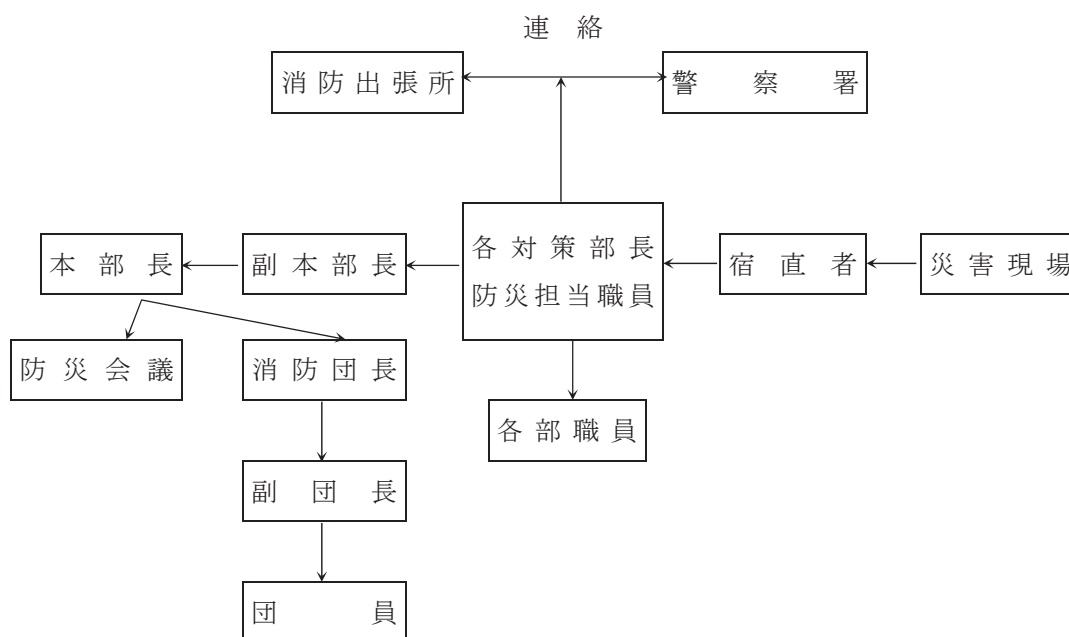


(3) 本部設置

ア 第一次体制（連絡室体制）

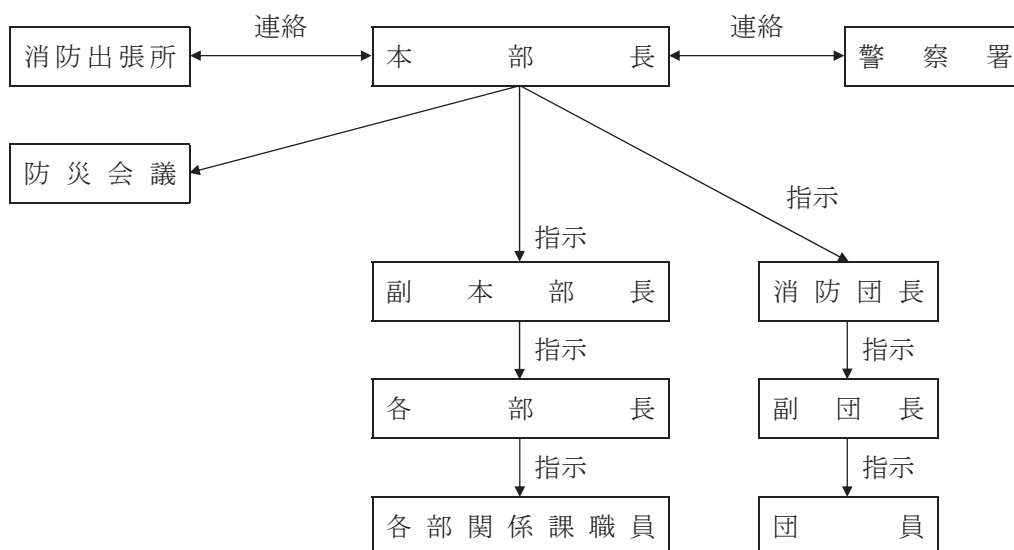
第一次体制の発令にあつて当該体制に応じて勤務すべき本部職員は定められた職務に従事し、また、第二次体制に応じて勤務すべき本部職員は自宅その他の場所に所在連絡方法を明らかにして待機するものとする。

(勤務時間内、勤務時間外)



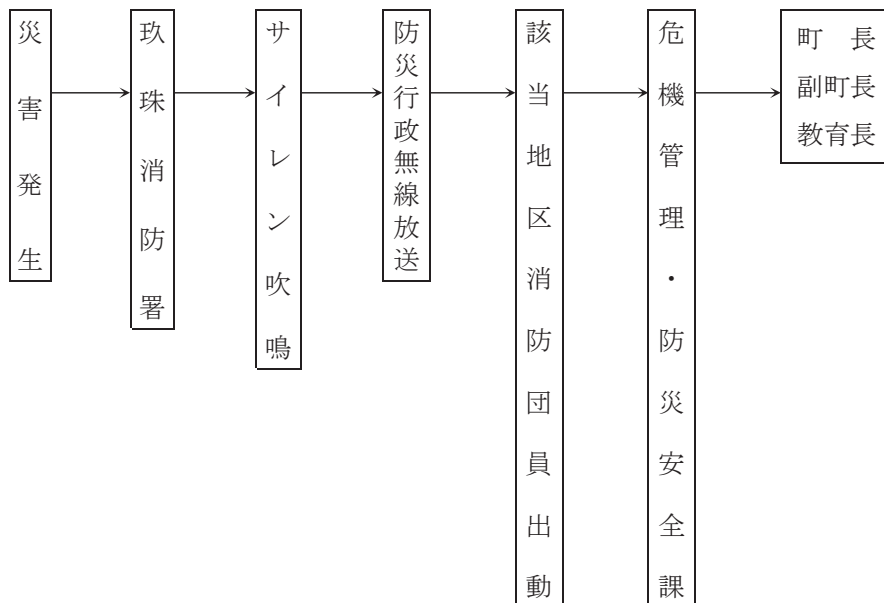
イ 第二次体制（警戒体制）

(通常の勤務時間内 動員系統)



〔九重防災〕

(主として突発的な非常災害が発生した場合)



## 6 配備体系

### (1) 配備職員の処置

勤務時間外における緊急配備の処置としては、次のような事項があげられる。

#### ア 集中管理車両による配備の処置

夜間及び早朝等において警戒体制をとる場合、特に緊急な配備を必要とするときは、関係課長は、危機管理・防災安全課長に対して、課の配備職員を当該職員の所在場所から配備場所まで自動車により移送することを依頼できるものとする。

#### イ 資料の提出

関係課長は、(1)の処置をとる上に必要な資料（配備職員の職氏名、住所、役場からの経路見取図）を作成して、あらかじめ総務課長へ提出しておくものとする。

#### ウ 配備職員の非常参集の心得

配備職員は、休日、勤務時間外及び出張中において、災害が発生し又は発生するおそれのあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオに留意するとともに、すすんで関係方面に連絡をとり、又は所定の配備に付かなければならない。

#### エ 配備の報告、連絡

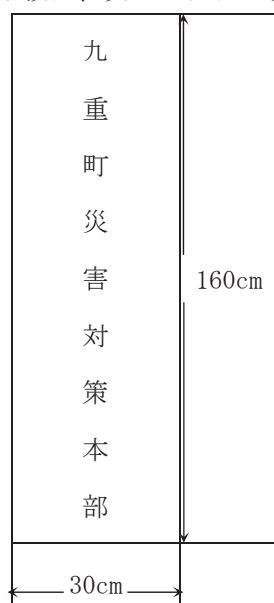
配備職員は、勤務時間外において配備について（第1番目に登庁したとき）は、所属課長に報告するとともに、速やかに危機管理・防災安全課に連絡するものとする。また、危機管理・防災安全課長は、庁内の配備状況を総務課長に連絡しておくものとする。

### (2) 一般職員の処置

一般職員についても緊急出動要請又は連絡を受けたときは、直ちに登庁しなければならない。

(3) 表示板

対策本部の表示板は、次のとおりとする。



(4) 身分証書

- ア 対策本部の職員の身分証明は、職員が常に所持する身分証明書によるものとする。
- イ 災害対策基本法第83条第2項に規定する町職員の身分を示す証票は、別に定めのあるもののほか、九重町職員証をもって兼ねるものとする。

(5) 応援隊連絡班の設置

他の市町村等から応援を受けたとき、又は自衛隊の災害派遣を受けたときは、対策本部に応援隊連絡調整班を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。

(6) 対策本部の縮小の場合の処置

災害状況の推移に応じて、各班の配備を縮小し、又は一部の配備を解く場合は、当該部長は、その旨を必ず総務班に連絡するものとし、その後の非常連絡の処置を定めておくこと。

### 第3節 通信連絡手段の確保

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第3節 通信連絡手段の確保」により実施するものとする。

### 第4節 気象庁が発表する地震情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する緊急地震速報、震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」）の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

〔九重防災〕

1 基本方針

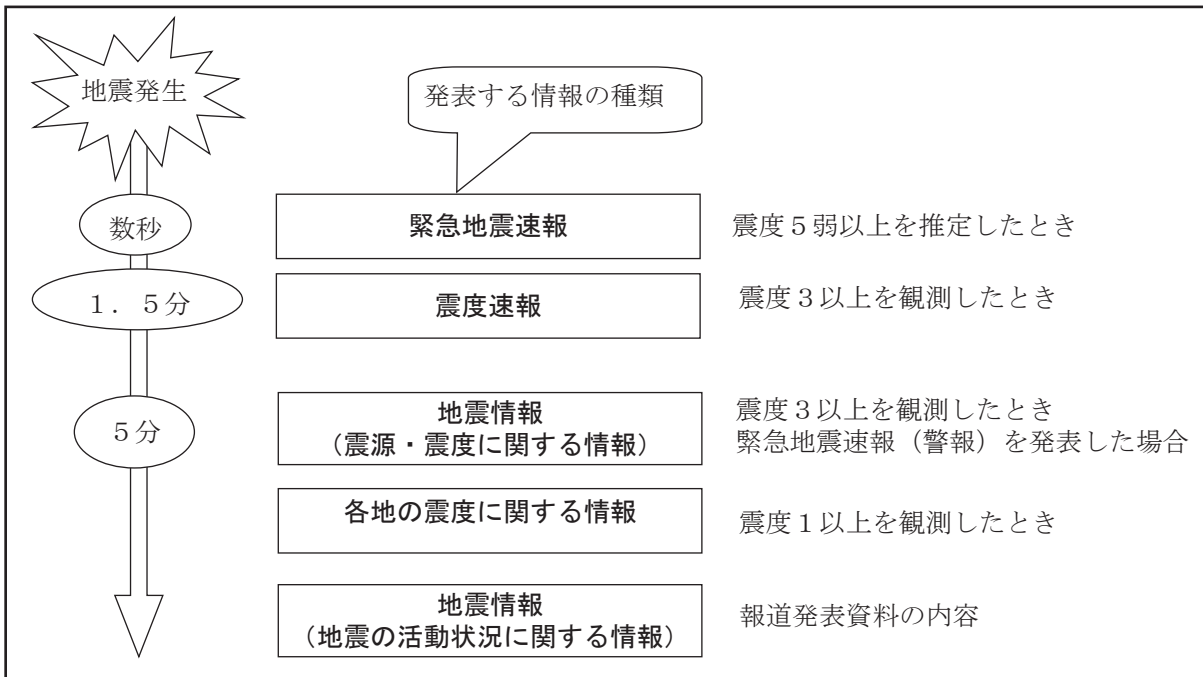
地震発生後、気象庁から発表される緊急地震速報・震度情報については、各防災関係機関において直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。また、地震情報については気象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線又はインターネット回線）により入手し、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。揺れの大きさは、町内の各所で異なることもあるので、初期の段階から町内の防災関係機関が一丸となって町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わらず直ちに気象庁からの情報伝達及びテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

(1) 地震に関する情報の概要

気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本及びその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震に関する情報を発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。

ア 情報発表の流れ



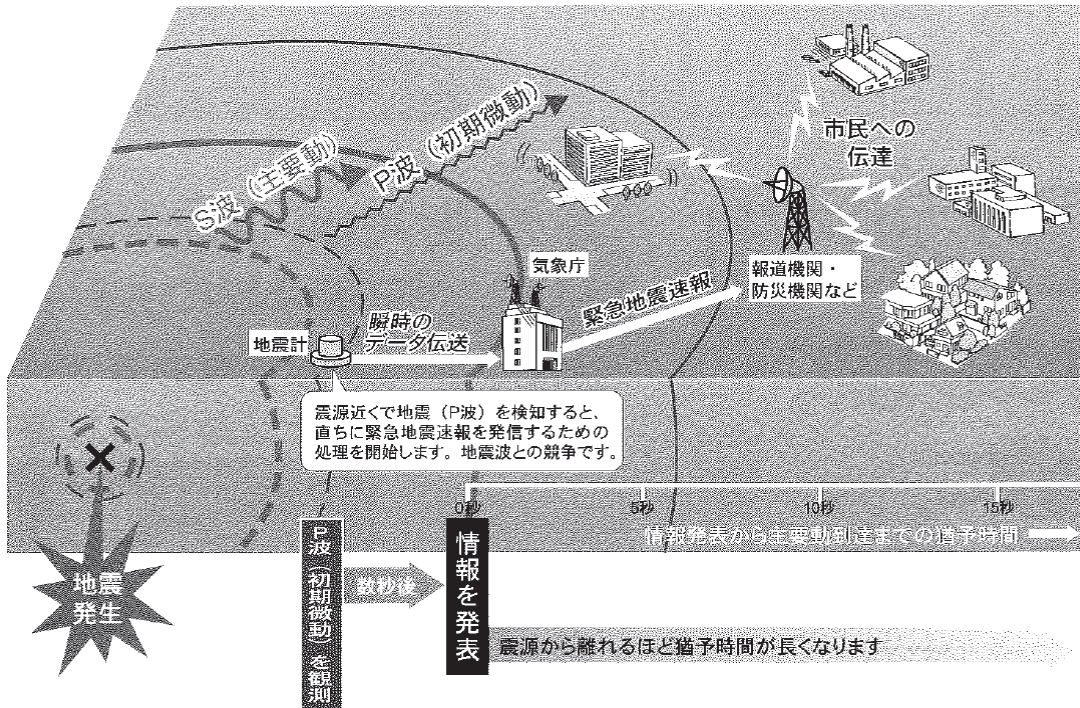
イ 用語解説

情報の種類		解 説
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報（警報）が強い揺れの到達に間に合わない。
地震情報	震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
地震回数に関する情報		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報		気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。

〔九重防災〕

●緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域を揺れがくる前に発表するもの。



「緊急地震速報」は、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れの到達に間に合わない。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。

(2) 気象庁震度階級関連解説表

ア 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況


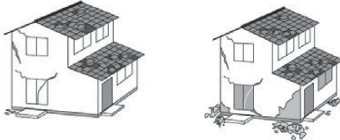

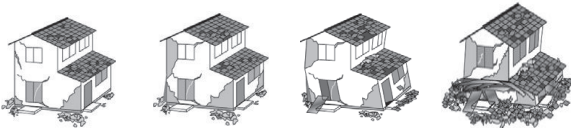
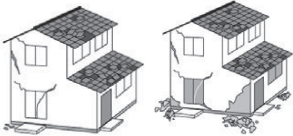


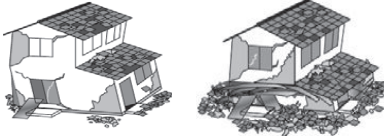
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—

〔九重防災〕

3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

〔九重防災〕

イ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

〔九重防災〕

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

ウ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

エ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防が崩れる、排水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

オ ライフライン・インフラ等への状況

断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

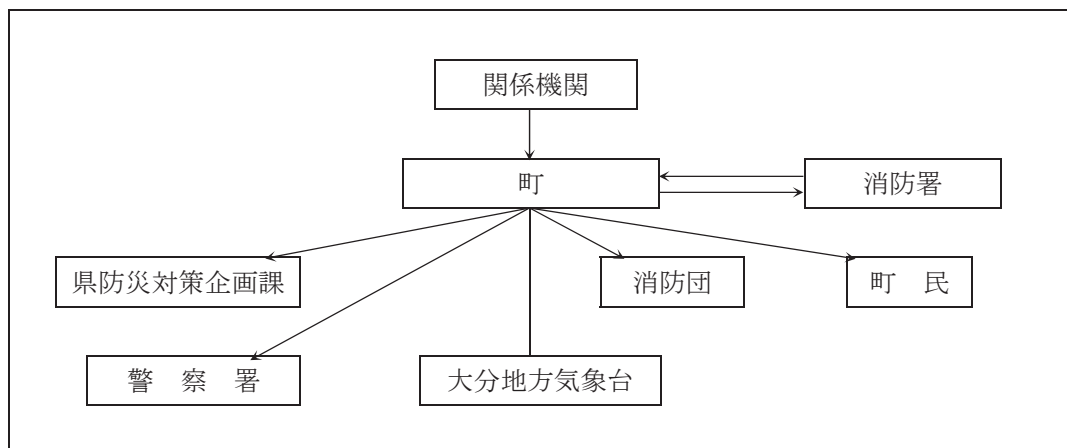
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、水道、電気の供給が停止することがある。

カ 大規模構造物への影響

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

## 2 町の措置

町は、関係機関から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。



## 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により実施するものとする。

## 第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

## 1 災害救助法適用に関する町の活動

町内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、町は以下により、災害救助法に関連した手続を行う。

## (1) 被害情報の収集

町長は、町内の被害が適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告するものとする。

## (2) 報告

ア 救助が緊急を要し、県知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、救助の実施に関する職権の一部を町長に委任される。この場合町長は、実施の状況を県知事に報告しなければならない。

イ 県知事が、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに町長及び関係機関に指示

が行われる。

ウ 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連において救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。

(3) 報告内容

り災総数、人的被害、住家の被害及び非住家の被害

2 災害救助法適用基準

(1) 第5節で収集した被害が町の区域単位に次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、町長は県知事から指示を受け、災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

ア 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ、次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分		5,000 人以上	15,000 人以上	30,000 人以上	50,000 人以上	100,000 人以上	300,000 人以上	備考
	5,000 人未満	15,000 人未満	30,000 人未満	50,000 人未満	100,000 人未満	300,000 人未満		
滅失した世帯（生活を1にした実際の生活の単位の数）	30	40	50	60	80	100	150	

(注) 被害の認定基準

(ア) 被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

(イ) 「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。

(ウ) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取り扱う。

(エ) 「全壊（焼）」、「流出」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度もの又は住家の

〔九重防災〕

主要な構成要素（住宅の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

- (オ) 「半壊（焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものをいう。
- (カ) 「床上浸水」とは、(エ) 及び (オ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度もの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (キ) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
- (ク) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。
- (ケ) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (コ) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものをいう。
- (サ) 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1か月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (シ) 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1か月未満で治療できる見込みの者をいう。

イ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ、住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分		5,000人以上	15,000人以上	30,000人以上	50,000人以上	100,000人以上	300,000人以上	備考
	5,000人未満	15,000人未満	30,000人未満	50,000人未満	100,000人未満	300,000人未満		
滅失した世帯（生活を1にした実際の生活の単位の数）	15	20	25	30	40	50	75	

ウ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（内閣府令で定める特別の事情）

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

- (ア) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。
- (イ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(例)

- (ア) 交通事故により多数の者が死傷した場合
- (イ) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- (ウ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (エ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- (オ) 爆発事故のため多数の者が死傷した場合
- (カ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- (キ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

### 3 応急救助の実施基準

#### (1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の

〔九重防災〕

			<p>使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>3 輸送費は別途計上</p>
<p>応急仮設住宅の供与</p>	<p>住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者</p>	<p>災害発生の日から20日以内に着工</p>	<p>1 1戸当たりの平均の面積、額が基準以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>3 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間 最高2年以内</p> <p>5 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</p>
<p>炊き出しその他による食品の給与</p>	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事できない者</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）</p>
<p>飲料水の供給</p>	<p>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>輸送費、人件費は別途計上</p>
<p>被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p> <p>2 現物給付に限ること。</p>
<p>医療</p>	<p>医療の途を失った者（応急的処置）</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>	<p>患者等の移送費は別途計上</p>
<p>助産</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</p>	<p>分べんした日から7日以内</p>	<p>妊婦等の移送費は別途計上</p>

〔九重防災〕

災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>2 生死不明な状態にある者</li> </ol>	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。</li> <li>2 輸送費、人件費は別途計上</li> </ol>
災害にかかった住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> <li>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</li> <li>3 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</li> </ol>	災害発生の日から3か月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害の発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄物資は評価額</li> <li>2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。</li> </ol>
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送費、人件費は別途計上</li> <li>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</li> </ol>
遺体の取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検案は原則として救護班</li> <li>2 輸送費、人件費は別途計上</li> <li>3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる</li> </ol>

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者及び避難者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の取扱い 7 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、町長は県知事を通じて、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

ア 町長は、県知事が必要とした場合は、救助の実施に関する事務の一部を行う。

イ 情報提供

町が救助の実施に関する事務の一部を委任されている場合においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、町災害対策本部救助対策部部長に提出するとともに1部は自己の控えとして保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数

学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

ウ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

町は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

### 第7節 広域的な応援要請

町内において地震の大規模災害が発生し、町単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

#### 1 町における広域応援要請の実施

##### (1) 組織体制

ア 町が応援要請を行う前に、他の市町村並びに都道府県等から県を通じて応援の申し出を受けた場合、町は、応援を受け入れるかどうかを検討する。

イ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務対策部が窓口となって必要な調整を行うものとする。

##### (2) 災害情報・被害情報の収集・分析

ア 町は、収集した以下の情報を入手する。

災害情報・被害情報(第5節)

イ 町は、下記の(3)から(4)の広域応援要請の必要性和応援の要請先について検討する。

##### (3) 大分県及び他の市町村等への応援要請

ア 「大分県及び市町村相互の災害応援協定」等に基づく応援要請

町単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき応援を要請する。

##### (ア) 応援の要請

町は、上記の協定に基づき、災害状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、大分県及び県下市町村に応援の要請を行う。

この際、人的被害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、町における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、迅速かつ効果的になされるよう配慮する。

(イ) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請

県又は市町村の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし総務課が行う。

ア 町内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

2 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制の確保

ア 応援要請が必要と判断された場合、町は、以下の点について検討する。

- (ア) 受け入れにあたっての交通ルート（第5節の情報を基に）
- (イ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

イ 町は、関係市町村、県地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(2) 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた町の負担とする。

**第8節 防災ヘリコプターの要請体制の確立**

〔**九重防災**〕

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第8節 防災ヘリコプターの要請体制の確立」により実施するものとする。

### **第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」により実施するものとする。

### **第10節 他機関に対する応援要請**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第10節 他機関に対する応援要請」により実施するものとする。

### **第11節 技術者、技能者及び労働者の確保**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第11節 技術者、技能者及び労働者の確保」により実施するものとする。

### **第12節 ボランティアとの連携**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第12節 ボランティアとの連携」により実施するものとする。

### **第13節 帰宅困難者対策**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第13節 帰宅困難者対策」により実施するものとする。

### **第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給**

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」により実施するものとする。

### 第15節 交通確保・輸送対策

本節は、風水害等対策編「第3部第2章第15節 交通確保・輸送対策」により実施するものとする。

### 第16節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

#### 1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、町民生活の安定のためには、町民のニーズに対応した情報を、町民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。町では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるようボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、町ホームページ、ケーブルテレビ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、町民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

#### 2 町の広報・災害記録活動の措置

##### (1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、町では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。

##### ア 報道機関への協力要請

町は、報道機関に対して協力の要請を行う。

##### イ プレスルームの開設

町は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。

##### ウ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼動状況の確認

町は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼動状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

##### (2) 広報手段・方針の検討及び周知

町は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確・計画的な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

ア 各部は、所管する部局において、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

イ 町は、集約された情報を、(2)に基づき広報する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるように努める。

広 報 手 段	広 報 先
記者会見・発表、口頭、文書、町ホームページ	報 道 機 関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（町ホームページ等）	庁 内 連 絡 出 先 機 関
広報車、防災無線、ラジオ、テレビ、各種広報紙、緊急速報メール、ワンセグ放送、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、ケーブルテレビ、町ホームページ	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送 各種広報紙（誌）、ビデオ、文書、町ホームページ、ケーブルテレビ	公 共 的 団 体 等

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

ア 広報上の情報及びその資料の収集

収 集 事 項	収 集 内 容	収 集 方 法
地 震 情 報	1 情報の出所 2 情報発表の日時 3 情報の内容 4 住民の心構え及び対策	地震情報等の通報伝達 に併行して行う。
災害情報及びその資料	1 情報の出所 2 情報発生の日時場所 3 被害の対策、範囲、程度 4 被害発生の経過	災害情報収集に併行し て行う。
避難等の措置の状況	1 情報の出所 2 避難措置の実施者 3 避難した地域、世帯、人員 4 避難先、避難日時 5 理由及び経過	同 上

消防団、水防団、 自衛隊等の出動 状況	1 情報の出所 2 出動機関又は出動要請者 3 出勤日時、出動対象、目的 4 出動人員、指揮者、携行機械器具 5 経過	同 上
応急対策の情報 及びその資料	1 情報の出所 2 応急対策実施日時、場所 3 応急対策の内容 4 実施経過及び効果	同 上
その他、災害に 関する各種措置 の情報	1 情報の出所 2 措置の実施者 3 措置の内容、対象、実施時間 4 実施理由、経過、効果	同 上

イ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (ア) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (イ) 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ウ) その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ウ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (ア) 災害の発生場所及び発生原因
- (イ) 災害の種別及び発生日時
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 応急対策の状況
- (カ) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (キ) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

エ 職員に対する広報措置

各部が行った広報のうち必要と認められるものについては、情報共有データシステム等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

特に必要がある場合は、町内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

各部は、現場において可能なかぎり、災害に関する記録の収集に努める。町はそれらを収集

し、記録として残すものとする。

(8) 安否情報の対応

県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

### 第1節 地震に関する情報の住民への伝達等

本節は、地震による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

#### 1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

##### (1) 基本方針

町内で震度5強以上の地震が発生した場合、県及び町は、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。また、多言語情報センターは、インターネット（県庁HP、県公式facebook、同Twitter）を通じて、町内の外国人に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。

##### (2) 町の措置

町は、町内で震度5強以上の地震を覚知した場合（第2章第4節参照）、防災行政無線、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、町ホームページ、ケーブルテレビ等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者・帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるように配慮する。

#### [呼びかけの例]

こちらは、九重町です。

ただいま、九重町内に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見てください。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。落ち着いて点検してください。

また、ガスボンベは倒れていませんか。割れたガラスが落ちていませんか。部屋の中を点検するときは、必ず靴を履きましょう。

がけ崩れの危険のある地区の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。

今後の地震活動に注意してください。今後も同程度の地震に注意してください。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意してください。

九重町では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。町民の皆さんは、落ち着いて行動してください。

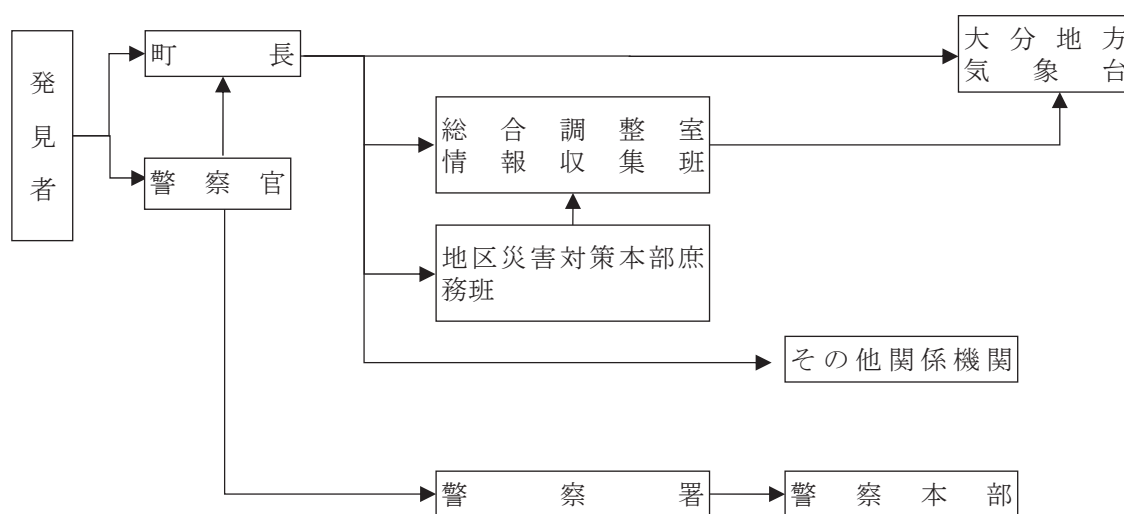
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長（消防機関を含む。）、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する（災害対策基本法第54条）。

(2) 町の措置

発見者、警察官から通報を受けた町長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けのおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



第2節 地震に関する避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震に関する避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、県知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関

〔九重防災〕

係機関に対して助言を求めるものとする。

## 2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

### (1) 避難措置の区分

#### ア 避難指示

余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は事前に避難させる。

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

#### イ 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

### (2) 避難経路及び誘導方法

ア 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

イ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ウ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両等により救出する。

エ 避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

オ 避難者の誘導の経路はでき得る限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

カ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、ロープ等を使用して安全を期する。

キ 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく行政区単位に行う。

ク 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得る限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

ケ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

### (3) 避難所の指定

避難所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、地震時には次の点に留意する。

ア 避難所の開設にあたって、町長は、避難場所の管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力を得て、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 町の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(5) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達等を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安全確認等を行うこと。

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

ア 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

イ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

(ア) 避難実施責任者

(イ) 避難の順位

(ウ) 避難誘導責任者及び補助者

(エ) 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

ア 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、町長に対し避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 町の実施する避難措置

(1) 町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

(2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。

(3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県総合調整室情報収集班又は所管の地区災害対策本部庶務班に報告しなければならない。

- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。  
 (5) 避難措置の実施に関し、次のとおり定める。

ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法

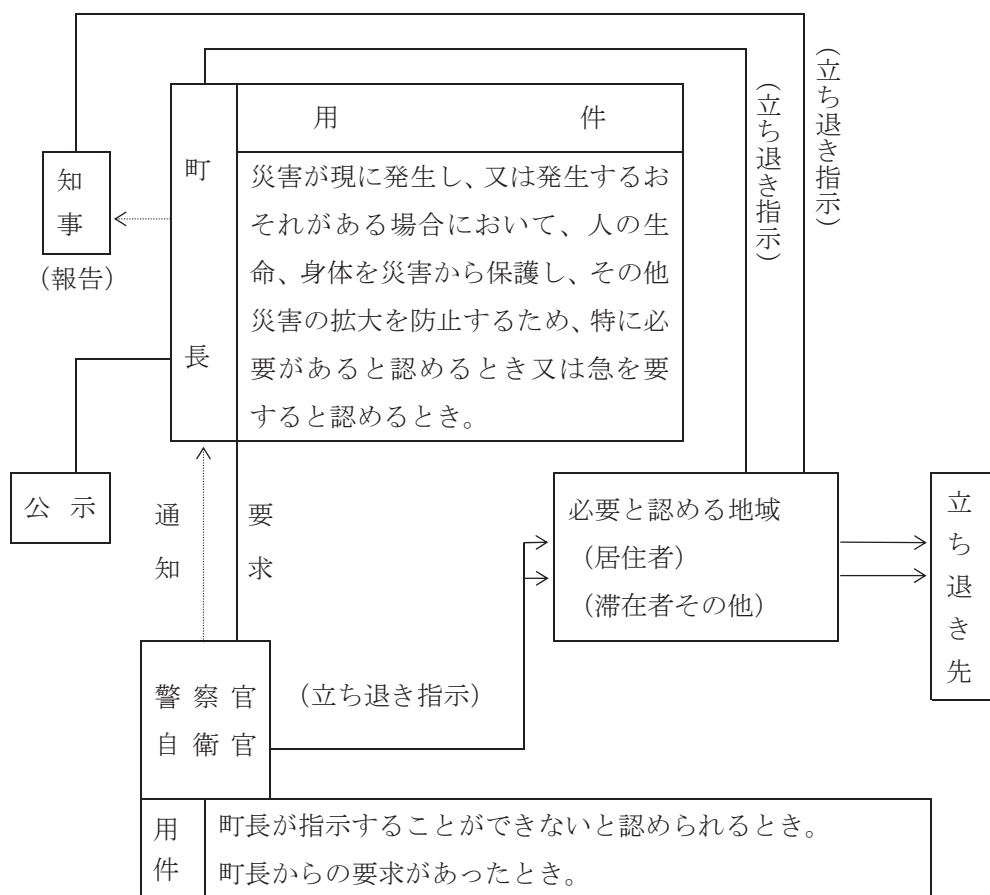
(ア) 実施体制一覧

指 示 権 者	関 係 法 令	対 象 と な る 災 害	指 示 の 対 象	指 示 の 内 容	取 る べ き 措 置
町長（委任を受けた職員）	基本法 第60条 第1項	全災害 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	必要と認め る地域の居 住者滞在者 その他の者	立ち退きの 指示	知事（窓口 は防災危機 管理課）に 報告
	基本法 第63条 第1項	人の生命又は身 体を災害から保 護し、その他災害 の拡大を防止す るため特に必要 があると認める とき。  急を要すると認 めるとき。	警戒区域の 居住者滞在 者その他の 者	退去命令	避難の必要 がなくなっ た時は、直 ちにその旨 を公示し、 知事に報告
知事（その命を受けた 県職員）	地すべ り等防 止法 （昭和 33年法 律第30 号）第 25条	地滑りによる災 害  著しい危険が切 迫していると認 められるとき。	上に同じ	立ち退きの 指示	その区域を 管轄する警 察署長に報 告
知事（その命を受けた 県職員）	水防法 第22条 第1項	洪水による災害 洪水により著し い危険が切迫し ていると認めら れるとき。	上に同じ	上に同じ	上に同じ
水防管理者				立ち退きの 指示	

〔九重防災〕

水防団長（水防団員、消防機関に属する者）	水防法第14条第1項	水防上緊急の必要がある場合	警戒区域を設定し、その居住者滞在者その他の者	退去命令	
警察官	基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	全災害 基本法第61条による場合 町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるとき、又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	必要と認める地域の居住者滞在者その他の者	立ち退きの指示 警告を発すること。 必要な限度で避難の措置（特に急を要する場合）	基本法第61条による場合は町長に通知すること。
自衛隊（災害派遣を命じられた部隊等の自衛官に限る。）	自衛隊法第94条	全災害 災害の危険により避難を要する場合で警察官がその場にはいないとき。	上に同じ	立ち退きの指示	警察官職務執行法第4条の規定の準用
消防長 消防署長 消防吏員 消防団員	消防法第23条の2、第28条	火災が発生し、又は発生するおそれが著しく大きいとき。	警戒区域の居住者滞在者その他の者	退去命令	

(イ) 系統図



イ 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）

ウ 避難の伝達方法及び伝達事項

(ア) 伝達の方法

町は、避難の事前準備のための連絡及び指示等を発令した場合は直ちにあらかじめ定められた手段により伝達、広報を行うものとする。また、避難の伝達に当たっては、町単独の組織にのみ依存していたのでは、迅速、確実性等に欠けるので関係機関、特に県、警察、消防組合、自衛隊、放送局等に協力要請の連絡を取り、次に掲げるもののうち、それぞれ災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るものとする。

① 信号による伝達 警鐘、サイレン、吹流しなどの利用

② 放送、電話による伝達

- a. ラジオ、テレビ放送の利用 県において統制されており、関係機関に対して協力依頼をするものとする。
- b. 電話の利用
- c. 町防災行政無線の活用
- d. ケーブルテレビの活用
- e. 広報車による伝達

f. 伝達員による直接伝達

(イ) 伝達事項

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難指示の理由
- ③ 避難に当たっての注意事項
  - a. 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
  - b. 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい物品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
  - c. 避難者は、携帯品を必要最小限度に制限し、避難秩序を乱すことのないように注意すること。
  - d. 避難者は必要に応じ防寒服、雨具等を携帯すること。

エ 地域ごとの避難場所及び避難方法

(ア) 避難場所

- ① 実施機関  
開設の実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うものである。
- ② 避難所の設定  
避難場所の選定に当たっては、画一的に公共施設を予定するのではなく、災害危険地域ごとに周囲の地理条件、災害形態別等総合的考慮を払い選定するものとする。  
なお、選定に当たっては第2第3の予定場所を定めておき、あらかじめ当該資料を作成して整備しておくものとする。
- ③ 災害形態別避難予定場所  
避難所は、高台、広場、堅固な建物予定場所を定めるものとする。
- ④ 町の避難場所  
避難所として利用する施設は、地域防災計画の自然災害編に示すとおりとする。
- ⑤ 使用方法の協議  
避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法について事前に協議しておくものとする。
- ⑥ 住民等への周知  
町長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。
- ⑦ 避難施設の仮設  
避難所に適する施設がない地域、あるいは避難場所に収容しきれなくなった場合に、野外に天幕、バラック等を仮設し、これらに収容保護する。
- ⑧ 強制使用  
避難所として使用しなければならない土地、建物の所有者又は管理者から承諾が得

られず、かつ、どうしても土地、建物を使用しなければならないようなときは、公用令書によって、強制的にその建物又は土地を避難所として使用することができる。しかし、このような方法は、できるだけ避け、話し合いによって行うよう努力しなければならない。

⑨ 避難所に収容する被災者

避難所に収容する被災者は、次に掲げるものとする。

- a. 災害によって現に被害を受けた者
- b. 災害によって現に被害を受けるおそれがある者  
避難指示等が発せられた場合又は避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

⑩ 避難所開設の期間

救助法適用の場合は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況によりこれにより難いときは、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

⑪ 避難所の管理

- a. 管理責任者の任命
- b. 連絡員の配置
- c. 避難者名簿の作成  
同一地区ごとに作成しておくこと、物資配分等に便利である。
- d. 防疫処置  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく各種防疫対策を実施する。

⑫ 避難所設置のための費用

救助法適用の場合の費用の範囲は、次のとおりである。

- a. 人夫賃
- b. 消耗機材
- c. 建物器材費
- d. 燃料費
- e. 仮設炊事場及び便所の設置費

⑬ 避難所及び避難の後の警備

消防団による避難所及び避難後の留守宅の治安維持のため避難住民が安心して避難できるよう対策を講じるものとする。

(イ) 避難実施の方法

町長その他の避難指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

① 避難順位

避難順位は次の順位とする。

- a. 病弱者、高齢者、歩行困難者、傷病者
- b. 幼児、学童
- c. 婦女子
- d. 防災従事者を除くその他の者
- e. 防災従事者

② 未避難者の確認

避難が完了した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認する。

③ 避難者の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合には、町は車両による移送を配慮する。この場合において、災害地が広範囲で大規模な立ち退きを必要とし、町において対処できないときは、町長は、隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請するものとする。ただし、地震及び火災の場合は、自動車の利用は、ガソリン引火による事故発生のおそれがあり、場合によっては、大変危険なので注意を要する。

④ 避難心得の周知徹底

町長は、避難のための立ち退きの万全を期するため、河川の氾濫、地滑り等の危険の予想される地域内の住民に次に掲げる「避難者心得」についてあらかじめ周知徹底させておくものとする。

- a. ラジオ、テレビ等の気象予警報、災害情報及び町の広報紙等による防災上の注意事項に留意すること。
- b. 洪水等の警報、崖崩れ等による避難指示の伝達経路をよく確認しておくこと。
- c. 停電に備えて、懐中電灯、トランジスターラジオ等を用意すること。
- d. 災害に備え、携行食料品（インスタント食品、缶詰類）、救急薬品類、マッチ、懐中電灯、乳児用粉ミルク等をまとめた非常用持出袋（避難袋）を日頃から用意しておくこと。
- e. 避難所、避難経路を確認しておくこと。
- f. 隣近所の人との連絡方法を決めておくこと。
- g. 携帯品はできる限り、必要なものだけに制限し、身軽な形で避難すること。
  - ・緊急の場合 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話
  - ・余裕のある場合 上記のほか、若干の食料品、日用の身の回り品等

オ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに町長に指示した日時、居住者等、立ち

退き先を通知しなければならない。

- (2) 警察官は、前記(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。（災害対策基本法63条）

この場合において、警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

#### 5 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確保に努めるものとする。

### 第3節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

#### 1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、町長、警察官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び町民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。町は、迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて県に応援要請を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合、町は最優先課題としてこれに取り組む。

#### 2 救出の対象者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

#### 3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

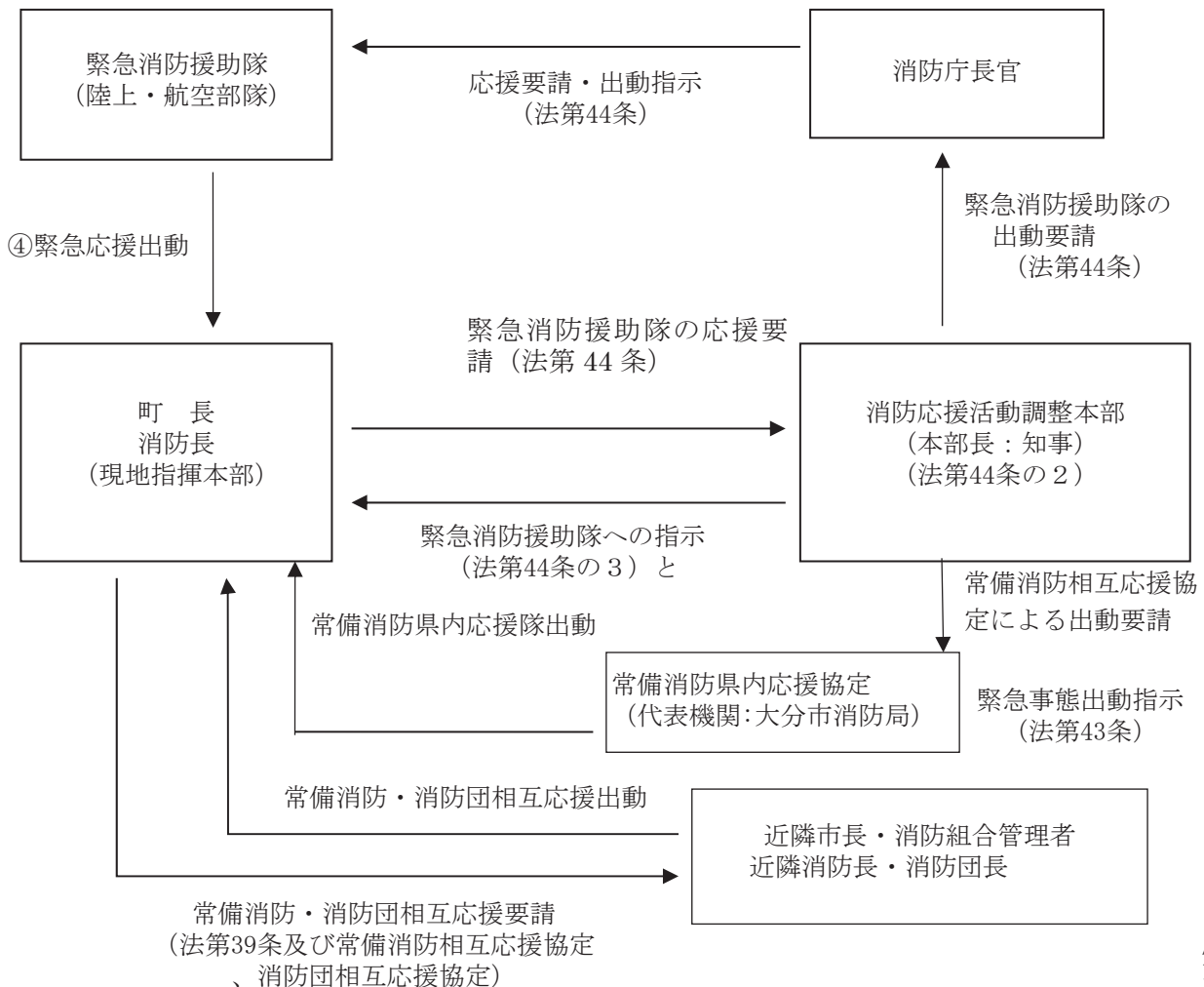
○サインの内容

規格 布 (概ね2m×2m)

① 黄色	避難者がいることを示す	② 赤色	避難者の中に、負傷者や要援護者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
------	-------------	------	-------------------------------------

4 町における救出救助

- (1) 救出救助及び搬送は、町が消防機関との間で救出班等を編成、警察官と協力し、救出に必要な車両、その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 町は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり緊急消防応援隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 災害救助法の適用

町は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき町長が実施する次の範囲内の被災者

注) 法：消防組織法

〔九重防災〕

の救出について県から必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

ア 救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 町長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払証拠書類

#### 第4節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する（本節では、地震発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第5節に定める。）。

##### 1 救急医療活動の基本方針

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける）ため、県、消防機関、医師会などと密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

## 2 救急医療活動の実施

### (1) 医療救護所の設置

ア 町は、管内の医療機関では負傷者を受入できない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

イ 町は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

### (2) 医薬品・医療資器材等の供給

町は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材を最寄りの販売業者等から調達する。

### (3) 被災地内における救急医療活動の調整

町は、大分DMA T、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

## 3 地域医療搬送及び広域医療搬送

町は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着上で、円滑な搬送ができるよう支援する。

## 第5節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 消防活動の実施体制

町（消防機関）は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の町民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、町（消防機関）の活動に積極的に協力する。町は、迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて県に応援要請及び応援活動を円滑化するための調整を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、町は最優先課題として取り組む。

### 2 町における消防活動

(1) 消防活動は、町（消防機関）が、本計画及び消防計画の定めるところにより実施する。

(2) 町（消防機関）は、外部からの応援が必要と判断された場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市町村に応援を求める。又は県総合調整室情報収集班若しくは県地区災害対策本部総務班を経由して消防保安室に対して、緊急消防援助隊や自衛隊の応援の要請を依頼する。また、要請体系図については、「第3章第3節救出救助 3町における救出救助（2）」を参照のこと。

## 第6節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 二次災害防止活動の実施体制

県及び町、その他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。なお、町は、以下に示す県における二次災害防止活動に準じ、必要な措置を講じるものとする。

### 2 町における二次災害防止活動

町においては、次のような二次災害防止活動を行う。

#### (1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

##### ア 町有施設の点検及び避難対策・応急対策

町有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

##### イ 町所管の道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

町所管道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

##### ウ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

町は、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を必要に応じ県に要請する。

##### エ 危険な一般建築物の応急措置等

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

#### (2) 土砂災害等の防止活動

土砂災害等の危険箇所等として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

##### ア 砂防指定地

##### イ 急傾斜地崩壊危険区域

##### ウ 地すべり防止区域

##### エ 土砂災害警戒区域等

オ 保安林及び保安施設地区

カ 山地災害危険地区

キ 落石等危険箇所

ク その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

(4) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総務対策部に報告する。

ア 危険物施設

イ 火薬保管施設

ウ ガス施設

エ 毒劇物施設

オ 放射性物質施設

カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(5) 二次災害防止のための町民への呼びかけ

町は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼し、町民に注意を呼びかける。

## 第4章 被災者の保護・救護のための活動

### 第1節 避難所運営活動

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第1節 避難所運営活動」により実施するものとする。

### 第2節 避難所外被災者の支援

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第2節 避難所外被災者の支援」により実施するものとする。

### 第3節 食料供給

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第3節 食料供給」により実施するものとする。

### 第4節 給水

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第4節 給水」により実施するものとする。

### 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」により実施するものとする。

### 第6節 保健衛生活動

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第6節 保健衛生活動」により実施するものとする。

### **第7節 廃棄物処理**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第7節 廃棄物処理」により実施するものとする。

### **第8節 行方不明者の捜索、遺体の取り扱い及び埋葬**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第8節 行方不明者の捜索、遺体の取り扱い及び埋葬」により実施するものとする。

### **第9節 住宅の供給確保等**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第9節 住宅の供給確保等」により実施するものとする。

### **第10節 文教対策**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第10節 文教対策」により実施するものとする。

### **第11節 義援物資の取り扱い**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第11節 義援物資の取り扱い」により実施するものとする。

### **第12節 被災動物対策**

本節は、風水害等対策編「第3部第4章第12節 被災動物対策」により実施するものとする。

## 第5章 社会基盤の応急対策

### 第1節 電気、ガス、水道、通信の応急対策

本節は、風水害等対策編「第3部第5章第1節 電気、ガス、水道、通信の応急対策」により実施するものとする。

### 第2節 道路、河川、公園、鉄道の応急対策

本節は、風水害等対策編「第3部第5章第2節 道路、河川、公園、鉄道の応急対策」により実施するものとする。







## 第4部 災害復旧・復興

本部は、風水害等対策編「第4部 災害復旧・復興」により実施するものとする。







## 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1章 総則

#### 第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

#### 第2節 地震防災対策推進地域

1 地震防災対策推進地域（令和7年7月2日内閣府告示第107号）

南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に本町は、定められている。

#### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町及び公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

## 第2章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

町及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

#### 1 物資等の調達手配

町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、不足する物資等については、県へ供給の要請を行う。

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

#### 2 人員の配備

- (1) 町は、必要に応じて、県等への人員派遣等の要請を行う。
- (2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働の確保に関する事項は、「第3部第2章第11節 技術者、技能者及び労働者の確保」によるものとする。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定めるものとする。

- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

### 第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第7節 広域的な応援要請」及び「第3部第2章第10節 他機関に対する応援要請」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

### 第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第3部第2章第13節 帰宅困難者対策」によるものとする。

### 第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

- 1 町及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。
  - (1) 住宅の耐震診断、耐震改修の推進
  - (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
    - ア 学校等多数の者が利用する施設の耐震化
    - イ 道路等主要な施設の耐震化
  - (3) 水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進
- 2 町及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。
  - (1) 緊急避難場所等の整備

町は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
  - (2) 避難路の整備

県及び町は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
  - (3) 消防用施設の整備

町及び防災関係機関は、消防用施設及び消防用資機材の整備を計画的に行うものとする。
  - (4) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

町及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
  - (5) 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、町防災行政無線の整備を計画的に行うものとする。

## 第4章 防災訓練

町及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

## 第5章 地震防災上必要な教育及び広報

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。